

○岩田委員長

おはようございます。ただいまから農林水産商工委員会を開会いたします。

本日は、6月議会の議案の審議でございますので、委員の皆様におかれましては、御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、着座させていただきます。

本日の委員会ですが、お手元の次第のとおり、労働委員会事務局、商工労働部、両部共管、農林水産部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

それでは、まず、労働委員会事務局所管事項について審査を行います。

はじめに、労働委員会事務局長の挨拶を受けます。

稲場労働委員会事務局長。

○稲場労働委員会事務局長

おはようございます。岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様には、労働委員会の業務について、日頃より御理解、御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本日は、労働委員会委員の報酬に係る補正予算案の御審議をお願いしております。後ほど審査調整課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本年1月以降の労働委員会の業務の執行状況につきましては、紛争処理業務については、個別労働関係紛争のあっせんの件数が4件で、うち2件が終結し、2件が継続中となっております。

また、本日までに、労働相談会を1回、出前講座を17回、委員相談を3回実施するとともに、県立図書館での企画展示並びに講演会を行うなどして、紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図っております。

さて、本年10月1日から企業に対してカスタマーハラスメント対策の実施が義務化されるとともに、同一労働同一賃金ガイドラインなどのパートタイム、有期雇用労働者に関するルールも改正されるなど、労働法制の変化に伴い、労働委員会が果たすべき役割も高まっているところでございます。こうした中、労働委員会では、公労使の三者構成の強みを生かし、労使間のトラブル解決及びトラブルの未然防止に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様には今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された労働委員会事務局に係る議案は、予算案1件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第77号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

矢野審査調整課長。

○矢野審査調整課長

それでは、第77号議案、令和8年度一般会計補正予算のうち労働委員会事務局分について説明いたします。

島根県特別職報酬等審議会からの答申等を受けまして、今議会に特別職職員等の給料の月額等について、条例の改正案が上程されております。この中で、労働委員会委員の報酬も改正予定であるため、補正予算をお願いするものでございます。

報酬の改正時期は8月の予定であります。改正額ですが、労働委員会会長は現行の月額23万4,000円から6,000円の増となり24万円に、4名の公益委員は月額19万2,000円から5,000円の増で19万7,000円に、それぞれ5名ずついる労働者委員、使用者委員は、月額16万6,000円から4,000円の増で17万円となり、補正予算額として52万8,000円を計上しております。以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明ございましたが、質疑等がありますでしょうか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

お諮りいたします。第77号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。

よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この際、労働委員会事務局全般に関して、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

よろしいですか。

それでは、以上で労働委員会事務局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○岩田委員長

それでは、商工労働部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、商工労働部長の挨拶を受けることにいたします。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様には平素より御理解と御助言いただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

はじめに、6月23日夜の出雲市今市町で発生しました火災は、出雲市駅付近の繁華街でありまして、飲食店等10店舗以上が焼損いたしました。このたびの火災で被災された皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

出雲商工会議所では特別窓口がもう既に設置されておりますので、県制度融資の災害復旧資金が使えることなどを伝えて、情報交換などもしております。現在は、出雲市の被害状況等を確認中であり、今後、状況に応じて必要な対策を取って検討してまいります。

次に、中東情勢による影響への対応でございますが、今日3日、4日に知事とともに国に対して県内の状況を伝えるとともに、石油及び石油由来の製品の安定供給、価格高騰対策を進めるよう重点要望をいたしました。その際、国から、総量は確保されており、目詰まり解消に取り組んでいる状況だという説明がありました。具体的には、納品渋りのようなことがあれば、企業から直接相談を受ける窓口を設けて、国が原因を突き止め、解消させているということでした。

一方で、県内では、依然として納品に不安があるとか、実際に納品がなくなった、減っているといった声がありますので、この窓口を積極的に周知、紹介するように窓口を設置しております商工団体等へ通知したところで、この窓口を活用して少しでも解消されることが期待されるところでございますが、こうした状況が続くおそれがありますので、今議会に6月補正予算案としまして、現在実施中の設備投資等への補助事業で、納品遅れによる未完了、またはその懸念のために申請自体を諦めるということがないよう、次年度へ繰越しが可能となる対応を提出しております。さらに、これに併せまして、この事業の申請状況、現在の申請状況を踏まえまして、予算を増額するもの、また、国の補助金を獲得しようとする企業に対して、外部専門家を活用した事業計画策定を支援する制度の創設を提案しております。

これに加えて、このたびの国の補正予算で追加措置されます物価高騰対応重点支援地方交付金を活用しまして、特別高圧電気とLPガスの価格高騰対策に関する補正予算案を追加提案しております。こうした補正予算案3件と一般事件案4件、報告事項7件、また、この後あります両部共管の調査では報告事項2件を商工労働部として予定しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

また、本日、しまねブランド推進課の長井海外展開支援室長は、午後から対応にて欠席させていただきます。御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された商工労働部に係る議案は、一般事件案4件、予算案3件となります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第86号議案から第88号議案及び承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を終えた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

長谷川中小企業課長。

○長谷川中小企業課長

まず、1 ページ目を御覧ください。私から、第86号議案、権利の放棄について御説明いたします。こちらは、県の直接融資制度で、中小企業高度化資金の貸付先である協同組合大社ショッピングセンターの再生支援に係る権利の放棄になります。

まず、1 ポツ目、高度化資金について制度の御説明をいたします。資料の図を御覧ください。高度化資金は、組合等に対しまして、土地の取得や店舗など施設の建設等をする事業を長期無利子で支援する融資制度で、図に示しますように、県が財源の一部を中小機構から借入れ、県分と合わせて組合等へ直接貸し付ける仕組みでございます。その後の債権管理は県が行いまして、組合から県に返済があると、図の流れとは逆に、中小機構に負担割合で返還をいたします。

次に、中ほど、2 ポツの債権の状況でございます。協同組合大社ショッピングセンターは、組合員は現在7 者で、所在地は出雲市大社町にあり、食品スーパーを核とした協同店舗を運営しておられます。貸付内容は、店舗改装、設備購入や広告等の構築物の設置に対しまして平成8 年度に貸付けを行い、無利子で6 億円を融資いたしました。償還状況ですが、当初の計画どおりの返済が困難となりまして、貸付状況の変更を行いながら、償還期間の20 年を超えて、なお約4 億3,400 万円の貸付残高がございます。この間、県としましては、中小機構や専門家などと連携しながら継続して経営改善などに取り組んでまいりましたが、圏域の購買人口の減少や近隣への競合店の出店などによりまして、競争激化によって売上げ低迷に歯止めが利かない状況となっております。組合では、抜本的な経営改善に向けて、昨年夏頃から国が設置しております公的な再生支援機関である島根県中小企業活性化協議会の支援を受けて自主再建を目指し、経営改善計画の策定を進めておりましたが、負債を抱えながらの抜本的な改善、自主再建は困難という判断に至りました。

次に、事業譲渡を前提とした再建に向けた検討が進められておりましたが、安来市が本店で県内にスーパーマーケットを複数展開している株式会社フーズマーケットホックが正式に出店の意向を表明したことから、債権放棄を含む再生計画がまとまり、令和8 年3 月26 日に県に対して正式に提示をされたところでございます。

次のページを御覧ください。3 ポツ目の再生計画について御説明をいたします。計画の骨子でございますが、まず、1 つ目に、組合は清算して解散をいたします。次に、ホックは、組合の店舗、従業員を引き継いで店舗営業を継続いたします。3 つ目に、経営者責任といたしまして、組合の役員は退任し、組合員は出資金等を全額放棄いたします。連帯保証人は、今回のような債権放棄の際に適用する経営者保証ガイドラインの基準により算定した弁済を行っていただきます。4 つ目に、金融債権者には、こうした弁済が行われた上で債権放棄を求めるものとなっております。なお、納入業者等の一般債権は保護されることとなっております。

次に、4 ポツ目の具体的な債権放棄の内容でございます。残高約4 億3,400 万円のうち、弁済等により約2 億7,700 万円の回収となることから、債権放棄額は約1 億5,700 万円となります。なお、冒頭で御説明いたしましたように、中小機構との負担率で分け合いますので、県の実質的な放棄額は約5,100 万円となります。

次に、5 ポツ目、県が再生計画に同意する理由でございます。過去の案件と同様の考え方で整理をしております。まず、1 つ目に、再生計画の策定を国が設置している公的な専

門機関が支援していること。2つ目に、県内で複数店舗を運営し、実績のある企業が引き継ぐことから、再生の実現可能性が高いということ。3つ目に、一定の弁済等により経営者責任が果たされていること。4つ目に、貸付原資の多くを拠出している中小機構が同意をしていること。5つ目に、再生計画が不成立となれば組合の破綻が想定されますが、その場合、回収が進まない状況ということが想定され、再生計画により確実に回収できる額と比較すると、経済合理性というものが見受けられること。6つ目ですが、最後に、地域住民の買物の場や納入業者等との取引、雇用の維持など、地域経済にとって影響があり、公益性が高いと認められること。以上より、債権放棄を伴う再生計画ではございますが、総合的に判断し、同意をするというものでございます。以上でございます。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

3ページを御覧ください。第87号議案と第88号議案につきまして、このたび、議会の議決に付すべき、予定価格が7,000万円以上の財産の取得がございますので、該当する案件について御説明いたします。

まず、3ページの第87号議案につきまして、囲みの部分を御覧ください。内容は、エックス線光電子分光分析装置一式の購入でございまして、産業技術センターでの依頼試験や機器利用などに用いるために購入しようとするものでございます。一般競争入札の結果、取得金額は1億5,070万円、予定価格1億5,100万円に対し、入札は1社のみで、日新精器株式会社を契約相手方候補に決定しており、議決いただいた後、購入の手続を進めます。

このエックス線光電子分光分析装置は、下の3ポツ、導入の経緯・目的でございまして、エネルギー価格・物価高騰対策で、昨年度2月補正で予算を措置いただいたものでございまして、既存の装置が購入後十数年経過し老朽化しており、今後の開発に求められる技術レベルを満たす機器に更新するものでございます。機器の特徴といたしましては、材料の微小部位の表面状態を詳しく調べる装置で、シート状製品の変色の原因を明らかにすることで不良品数を減少させ生産性向上につなげるなど、県内企業の品質管理能力や技術力の向上に資するものでございます。

次に、資料4ページ、第88号議案についてでございます。囲みの部分を御覧ください。内容は、産業用マイクロエックス線CT装置一式の購入でございまして、これも産業技術センターでの依頼試験や機器利用などに用いるために購入しようとするものでございます。一般競争入札の結果、取得金額は8,500万円余、予定価格9,900万円に対し2社が入札し、入札額の安かったテスコ株式会社を契約相手方候補に決定しており、議決いただいた後、購入の手続を進めます。

この産業用マイクロエックス線CT装置は、下の3ポツ、導入の経緯・目的にございまして、先ほどの装置と同様に、エネルギー価格・物価高騰対策で昨年度2月補正で予算措置いただいたものでございまして、既存の装置が購入後十数年経過し老朽化しており、今後の開発に求められる技術レベルを満たす機器に更新するものでございます。機器の特徴といたしましては、製品を壊さずに内部を調べる装置で、鑄造工程中の欠陥発生の原因を明らかにすることで、不良品数を減少させ、生産性向上につなげるなど、県内企業の品質

管理能力や技術力の向上に資するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

門協商工政策課長。

○門協商工政策課長

それでは、5ページを御覧ください。承認第3号議案、令和7年度補正予算ですが、3月31日付で専決処分を行いましたので、説明をいたします。

商工労働部全体といたしましては、補正額（B）の合計欄ですが、一般会計7,960万8,000円を減額するものでございます。課別の補正予算は2のとおりです。観光振興課以下、4課で補正をしております。各課の予算については6ページを御覧ください。

観光振興課では、特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業費で496万円余の減額、産業振興課では、1のものづくり産業総合支援事業費と2のしまねDX推進事業費で1,063万円余の減額、中小企業課では、1の地域商業等支援事業費、2の地域課題解決型しまね起業支援事業費など、3事業で2,577万円余の減額となっております。雇用政策課では、1の若年者県内就職促進事業費、2の障がい者の雇用促進・安定事業費など5つの事業で3,823万円余の減額となっております。これらの主な理由といたしましては、補助金の交付先や委託先などにおいて、事業実績が減額になったことによるものです。

執行部からの説明は以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。

吉野委員。

○吉野委員

じゃあ、1点御質問をさせていただきます。財産の取得についてですが、前使ってたやつが古くなったので更新ということだと思いますけれども、以前使っていたものの廃棄処分といいたいでしょうか、更新しようという、この判断はどのようにされているのかということと、それから、今まで使ってたやつの処分ですね、これは、今回についてはどういうふうにする予定なのか、ちょっとこのことについてお尋ねします。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

御質問ありがとうございます。まず、機器の更新にいたしましては、産業技術センターの中には、かなり大量な機器がございまして、計画的に機器更新をしていく必要がございます。その中で、産業技術センターとしては、機器をどういうタイミングでどう更新していくかというのは、大まかな計画はつくっております、財源の状況であったりとか、そういうのを見ながら、タイミング、タイミングでやっているものでございます。機器の更新をするものについては、例えば機器開放や依頼試験であったり、そういう利用頻度が高いもの、そういった県内企業のためになるものを当然優先順位を高くしながら、機器更新の優先順位を決めた上で、そういう使える財源があるときなどに更新を図っているものでございます。

今回、エネルギー価格の高騰対策というところで、県内企業がエネルギー価格高騰の中で、経営の効率に向けて頑張らなきゃいけない中で、実際に産業技術センターの役割として、品質保証であるとか、しっかりやっていくことが県内企業にプラスに働くという、そういった理由づけの中で、エネルギー価格高騰対策の中で更新をさせてもらっているものでございます。

廃棄する機械につきましては、実際に壊れているものについては、当然もう捨てるしかないんですけども、壊れてないものについては、売れる先を探すなり、そういったことをした上で対応をするものでございます。まだ廃棄先自体は確定はしていないところでございますけれども、そういった対応をこれからするように考えております。

○岩田委員長

吉野委員。

○吉野委員

ありがとうございました。きちんと計画的に、業界のためになるようにという、そういう視点でやとられるということ、それから廃棄についても、単に捨てるだけじゃなくて、きちんとお金になるものはお金にしようという形になっているということを確認させていただきまして、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○岩田委員長

その他ございますか。

ないようでしたら、採決を行いたいと思いますが、一般事件案４件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。第８６号議案から第８８号議案及び承認第３号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。

よって、第８６号議案から第８８号議案及び承認第３号議案のうち関係分については、原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。第７７号議案と報告事項のうち中東情勢の変化等に係る商工事業者の状況及び対応については、関連がございますので、併せて説明を受けたいと思います。

それでは、第７７号議案のうち関係分、第７８号議案及び第９０号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

門協商工政策課長。

○門協商工政策課長

それでは、7ページを御覧ください。第77号議案、令和8年度一般会計6月補正予算の6月9日提案分と第78号議案、令和8年度中小企業近代化資金特別会計補正予算の概要を説明いたします。

はじめに、一般会計、1の目的別歳出予算ですが、補正額（B）の欄、部の合計8億7,300万円の増額補正をお願いするものです。2の課別歳出予算を御覧ください。産業振興課で3億6,000万円、中小企業課で5億1,300万円の増額補正です。

この予算は、主に中東情勢の影響への対応によるものであるため、関連項目として、中東情勢への影響について、先に説明をいたします。

19ページを御覧ください。中東情勢の変化などに係る商工業者の状況及び対応について説明をいたします。

1ポツ、県内事業者の状況の（1）、特別相談窓口の状況ですが、相談件数は344件となっております。業種別の内訳を見ますと、建設業と製造業が126件と最も多く、卸・小売業と続いております。（2）の県が把握している状況です。相談窓口のほか、県から直接事業者の方などに聞き取りをしている中で、幅広い業種で燃料油やナフサ関連製品の価格上昇、調達が困難になっている状況をお聞きしております。主な聞き取り内容をまとめております。塗料や養生テープを調達できず、資金繰りを圧迫している、補助金を活用して設備を導入したいが、年度内の納品が間に合うか不安、設備の納品時期が分からず、設備投資を踏みとどまっているなどお聞きしております。

こうした中で、2ポツの県の対応です。中東情勢は刻々と変化しており、先行きの見通しが難しい状況にあります。県といたしましては、国に対して必要な対策の実施を強く要望しておりますが、県として3点実施をいたします。（1）、資金繰り支援ですが、売上げや利益が減少している中小企業を支援するため、低金利で融資期間が長い経済変動等資金（原油関連物資高騰対応枠）を6月4日に発動いたしました。当初予算の枠内50億円の範囲で実施をいたします。（2）、設備の納期遅れへの対応です。納期遅れが懸念される中でも、県の支援事業を活用いただき、取組を進めていただけるよう、繰越しが可能になる予算案を今回提案しております。（3）については、物価高騰による補助金申請の増加を踏まえ、増額予算案を提案しております。

こうした対応を踏まえて、今回の補正予算案を説明いたします。

8ページを御覧ください。課別の予算になります。産業振興課の事業のうち、1のものづくり産業総合支援事業費と2のものづくり産業生産プロセス変革等支援事業費が繰越しをする予算をお願いするものでございます。また、中小企業課では、地域商業等支援事業費が予算の増額と繰越しのための予算をお願いするものです。このほか、産業振興課において、3のしまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業費で、新規事業を提案しております。3,000万円を補正し、あわせて1,000万円の債務負担行為の設定をお願いいたします。個別の事業説明は後ほど各課から行います。

続いて、一番下の特別会計、中小企業課所管の中小企業近代化資金特別会計で、2億646万円余の増額をお願いしております。これは一般事件案、権利の放棄で説明いたしました高度化資金の案件で、県への弁済、償還に合わせて、中小企業基盤整備機構への償還分を公債費として1億3,900万円余、県分を一般会計繰出金として6,700万円余を増額するものでございます。

続いて、14ページを御覧ください。第90号議案、令和8年度一般会計6月補正予算（6月24日提案分）の概要を説明いたします。1の目的別歳出予算についてですが、補正額（B）の欄、部の合計で5億6,980万円の増額補正をお願いするものです。2の課別歳出予算を御覧ください。課の内訳は、商工政策課で4億3,980万円、産業振興課で1億3,000万円の増額補正です。

次に、16ページを御覧ください。商工政策課分の島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について御説明をいたします。

1ポツの趣旨ですが、国は、都市ガス料金などの負担軽減支援について、7月から9月までの料金を対象に支援を再開することとしております。県では、国の支援の対象から外れているLPガスの消費者負担を軽減いたします。2ポツの事業概要ですが、国の支援内容にあわせて、対象期間を7月から9月までの3か月分とし、実施時期は10月以降を予定しております。中央の表を御覧ください。具体的な支援といたしましては、従来どおりの形で、定額支援として、主に一般消費者を対象に、制度①の値引きを最大1,500円実施いたします。また、従量支援である給付金として、制度②により、75立米を超えるところへ立米当たり20円を支援いたします。それから、ガスメーターなしでタンクやボンベ買いをされている場合は、制度③として、制度①と制度②を組み合わせたものを給付金で支援いたします。

17ページを御覧ください。上の図ですが、黄色の部分、制度①の値引きの1,500円と水色の部分、制度②の給付金を示したイメージ図です。制度③は制度①と制度②を足し合わせたものとなります。支援対象の件数は、去年の同時期、7月から9月の実施実績を見ますと、制度①が17万5,000件程度、制度②が1,500件程度、制度③が100件程度になると見込んでおります。

戻りまして、16ページを御覧ください。表の下の米印ですが、今回の支援事業の単価は、価格が低下傾向にある都市ガスと異なり、LPガスの価格が高止まりしていることから、これまでの国の支援見合いの単価設定ではなく、令和7年度の支援と同額まで引き上げて設定をしております。3ポツの予算額ですが、4億3,980万円をお願いするものでございます。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

では、9ページを御覧ください。まず、第77号議案のうち、産業振興課分のものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について御説明いたします。この事業は、エネルギー価格等の高騰対策として、本年2月より公募受付を行っておりまして、中小製造業者に対するエネルギーコスト削減効果の高い設備投資への支援について、多くの事業者の皆様に御利用いただいております。

1ポツ、趣旨の3つ目のポツの下線部になりますけども、導入予定の設備等の納期が来年度まで遅れることが懸念される中でも、投資を促すため、繰越しが可能となる本年度予算により支援を改めて実施するものでございます。補正予算の額ですが、2ポツ、事業概要の（3）予算額になりますが、1億円の増額補正で、全額繰越明許費の設定をお願いす

るものでございます。

次に、10ページを御覧ください。ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業について御説明いたします。この事業は、エネルギー価格等の高騰対策として、本年3月より公募受付を行っておりまして、中小製造業者に対する生産プロセスの変革・拡大や新事業構築に向けた設備投資への支援について、多くの事業者の皆様にご利用いただいております。

1ポツ、趣旨の3つ目、4つ目のポツの下線部になりますが、この事業も、先ほどのエネルギーコスト削減対策緊急支援事業と同様に、資材調達難の影響などで導入予定の設備等の納期遅延が予測され、事業の年度内終了が困難であるとの懸念の声がある中、投資を促すため、繰越しが可能となる本年度予算により増額し、支援を改めて実施するものでございます。補正予算の額ですが、3ポツ、予算額になりますが、2億3,000万円の増額補正で、全額繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、11ページを御覧ください。大規模投資に向けた計画策定支援事業について御説明いたします。

1ポツの趣旨ですが、企業を取り巻く様々な環境変化に対応できるよう、企業に大規模投資を促していきたいと考えておりますが、現状、国の大型補助金の活用が他県と比較しても少ないという状況でございます。国の大型補助金は、補助金申請から採択までの難易度が高く、コンサルなどの専門家の支援が必要な場合が多く、多額の専門家費用が企業の挑戦を妨げておる状況でございます。そのため、国の大型補助金を活用しようとする中小企業に対し、コンサル等の外部専門家を活用した事業計画策定等に係る経費の一部を補助するものでございます。2ポツの事業概要でございますが、対象となる国の補助事業は、大型補助金である大規模成長投資補助金と中小企業成長加速化補助金で、補助率2分の1、補助上限額は1,000万円でございます。3ポツの予算額は3,000万円で、翌年度にまたがる場合も想定し、1,000万円の債務負担行為の設定もお願いいたします。この事業は、この後、報告事項で説明させていただきます地域未来戦略のクラスター計画により取り組むような企業のほか、今後のクラスター計画の作成候補となるような産業の企業にも活用いただけたと考えております。

資料は飛んで、18ページを御覧ください。次に、第90号議案、6月24日提案の産業振興課分、中小企業特別高圧電力緊急対策事業について説明いたします。

ガスと同様に、国において、令和8年3月に終了した電気料金（低圧電力、高圧電力）に対する負担軽減支援についても、令和8年7月から9月の負担軽減支援が再開されます。この国の支援の対象外となっている特別高圧の電気契約で、電力を利用している中小企業とみなし大企業に対して、これまでと同様に、県において国と同様な令和8年7月から9月までの負担軽減支援を実施するものでございます。

2ポツの事業内容のところ、対象企業は、特別高圧契約で電力を利用する中小企業のほか、みなし大企業については、これまでと同様に、直近の決算において営業損益が赤字の企業、そのほか、特別高圧契約で電力を利用する大規模店舗にテナント入居する中小企業と営業損益が赤字のみなし大企業でございます。支援期間と単価といたしましては、国における高圧の支援単価と同じ単価で設定し、7月分と9月分は1キロワットアワー当たり1.8円に使用量を乗じた金額で、8月分は2.3円に使用量を乗じた金額といたします。上限額は、昨年度実施した際の上限額に、その際の支援期間と支援単価を今回の支援期間、

支援単価で乗じ直して、中小企業は950万円、みなし大企業は400万円、または直近の決算における営業損益の赤字額のいずれか小さい額としております。実施の仕方といたしましては、県の直執行で、対象企業から県への申請により補助金を交付する流れで行い、申請期間としては10月中旬からを予定しております。3ポツの予算要求額としては、1億3,000万円をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

長谷川中小企業課長。

○長谷川中小企業課長

12ページをお願いいたします。第77号議案、中小企業課分、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業でございます。こちらは、本年2月より公募受付を行っておりまして、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資への支援になります。多くの事業者の皆様にご利用いただいているところでございます。

1ポツ、趣旨の3ポツ目の下線部でございますが、引き続き多くの申請をいただいておりますので、今後も御案内しております公募期間内に申請を予定されていた事業者の皆様が御利用いただくことができるよう、予算の増額をお願いするものでございます。同じく4ポツ目の下線部になりますが、先ほどの産業振興課同様、導入予定の設備等の納期が来年度まで遅れることが懸念される中でも投資を促し、きちんと対応できるよう、繰越しが可能となる本年度予算により支援を改めて実施するものでございます。補正予算の額でございますが、2ポツ、事業概要の(3)を御覧ください。予算額の下線部になりますが、4億9,500万円の増額補正で、うち1億6,500万円の繰越予算をお願いするものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業になります。こちらもエネルギー価格や物価高騰の対策として実施しております、飲食・商業・サービス業などの事業者が収益確保を図るために新たな取組に必要な設備投資などを支援する事業でございます。

こちらは、現在、予算の範囲内での利用状況でございますが、1ポツ、趣旨の4ポツ目の下線部に記載のとおりでございますけれども、導入予定の設備等の納期が来年度まで遅れることが懸念される中でも投資を促し、きちんと対応できるよう、繰越しが可能となる本年度予算により支援を改めて実施するものでございます。補正予算の額でございますけれども、同じく2ポツ、事業概要の(3)、予算額の下線部になりますけれども、1,800万円の増額補正とその全額の繰越予算をお願いするものでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。

吉野委員。

○吉野委員

それぞれ今年度の事業で繰越しをつけられる事業についてちょっとお伺いしたいんですが、今、もう既に同事業は昨年度の補正予算などで進めておられると思うんですが、あえ

て繰越しをつける、理由は中東情勢で、いろいろ物がなかったり、そういったことで遅れるだろうという、そのおそれに対しての対応っていうのはよく理解しておりますが、現象として、実際に今やってるやつで、既に、実施時期が見込めないとか、そういった声が実際にあるのかどうか。まだちょっとこの先、実際にやっていく中で、こんなことないかもしれないけれども、途中までやって、結局終わらないから、補助金は受けられないんだけど、支払いは発生してしまうんだとか、どっかが我慢しなきゃいけないとか、どっかが負担しなきゃいけないというような状況が起こり得るのかどうか。そういったことが考えられるのかかっていう点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

実際に、ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業については、1回目の申請受付が5月末のところで終わっておりまして、ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業のほうは、1回目は昨年度末に行っており、今年度は2回目の受付が終わっているところでございます。

実際に現状の中で、納期が遅れるかもしれないっていう質問が多く寄せられているのは、生産プロセスの事業のほうでございます。より規模が大きい設備投資になりますので、そちらのほうの可能性が高いのかなと。実際に5月末の募集に向けて準備している最中に、企業さんからの問合せの中で、年度内に終わるかが分からなくなったので申請できないっていうような、そういった懸念もありました。実際にこれから交付決定をするところなんですけども、そういった事業者さんであったり、あとは、現状で年度がまたがるかもしれない、そういった事業者さんの申請については、2月補正予算からの繰越し、もしくは予備費からの繰越しで今年度実施していくものにつきましては、来年度への繰越しは困難でございますので、今年度、この6月補正予算でお認めいただきましたら、その予算での交付決定に切り替えることによって、そういった対応ができるようにできればなど。ですので、そういった年度がまたがるかもしれないっていう事業者さんの分は、しっかりと把握をして対応をしようと思っておりますので、委員が御心配されるように、結果的に越えてしまったから払えないとか、そういったことがないように慎重に対応しようと思っております。

○岩田委員長

吉野委員。

○吉野委員

ありがとうございます。既にそういった状況があるということであれば、例えば、補助を受けようとしている事業者さんが、実際にはできた分だけ既に支払っていて、ただ、補助金待ちなんだけど、出来上がらないから、補助金は受け取れない。ずっと立て替えていなきゃいけないみたいな状況があったり、または、納品をされている事業者さんが、実際は納品してるけど、補助金も受けられないし、支払いもできないから、ちょっと待たなきゃいけないとかっていうようなことがあるとあまりよくないなというふうに思っております。なかなか技術的には難しいと思うんですけども、部分払いとか、できたところまで払うというようなことが必要なのかどうか、できるのかどうかみたいなことは特殊事情

なものですから、ちょっと考えなきゃいけないのかもしれないなど、そういったことを感じておりますので、その点についてはどうかちょっと今後研究してみただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

何かお答えがあれば。

○岩田委員長

答弁ありますか。

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

実際に納品遅れなどがありそうな案件というのが、基本的に申請が、ばらばらいろんな分というよりは、大きなものでまとめて申請するケースが多いので、払っているけれども実際、交付申請できないっていうケースはあまり想定できずに、そもそも納品を受けて払っている段階になっているのであれば、実績報告、申請をすることができると思いますので、委員が懸念しておられるケースっていうのはそんなに多くはないのかなと。中にはおっしゃるところの分もあるかもしれません。ちょっと事業者さんの意見も聞きながら、必要に応じて検討していきたいと考えます。

○岩田委員長

いいですか。

その他。

内藤委員。

○内藤委員

一度聞いたような気がするんですが、大規模投資に向けた計画策定支援事業で、この大規模投資っていうのは、大体どれくらいなところを指して大規模投資というわけですか。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

イメージといたしましては、1億円以上の補助金を狙ってるような、そういったものでございます。今回対象にしております大規模成長投資補助金と成長加速化補助金、それぞれ億単位の国の補助金を確保できるような、そういったものになります。国の補助金自体がそういった億単位の補助金のものから、本当にちっちゃなというか、何百万円のものまで幅広くあるんですけども、大規模投資のものになればなるほど、申請書類なんかはずんずん高度化していきますし、あと、それに向けてのプレゼンであったりとか、そういった申請採択の流れがより困難になってきて、コンサルなどをお願いする場合がより多くなってくる。さらに、コンサル費用っていうのが、補助金の金額が高くなればなるほど費用が上がってくる。そういったところで、規模の大きな補助金というところに限って対象にしているものでございます。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

この大規模成長投資補助金ですね、それと、下の中小企業の成長加速化補助金、これは、投資額の割合としてはどれくらい補助金が出るものなんですか。それによって、どれくら

いな規模が大規模投資ということか、多少イメージしやすいかなと思いつながらお伺いしますが。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

例えば中小企業加速化補助金であれば2分の1であつたりだとか、あとは、大規模成長補助金のほうは3分の1であつたりとかつてというのが国の補助率でございます。その補助金、大きな投資額に対して、例えば数億円の補助金をもらうということを狙って申請されるものに対しての支援になってきます。

○岩田委員長

内藤委員、いいですか。

○内藤委員

はい。

○岩田委員長

その他ございますか。

それでは、ないようですので、採決を行います。

予算案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りいたします。第77号議案のうち関係分、第78号議案及び第90号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分、第78号議案及び第90号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項であります。先ほどの中東情勢の変化等に係る商工事業者の状況及び対応の報告を除くものにつきまして、執行部から説明を受けることにします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

青戸観光振興課長。

○青戸観光振興課長

私からは、令和7年島根県観光動態調査結果について御報告をいたします。資料は20ページでございます。

観光動態調査につきましては、宿泊客延べ数、外国人宿泊客延べ数、観光入込客延べ数の3つについて、2月議会で既に速報値として御報告をさせていただいております。今回は、これらの最終の集計数値を確報値として改めて御報告するとともに、観光地点アンケート調査結果を合わせまして分析することで、観光客の実人数や観光消費額、経済波及効果を推計して御報告するものでございます。

最初に、1ポツの宿泊客延べ数でございます。令和7年1月から12月までの1年間、宿泊客延べ数は360万2,000人であり、前年比で0.3%の減少となっております。地域別には、出雲地域が2.2%の増、石見地域が10.2%の減、隠岐地域が6.5%の増でありました。参考までに、各地域の温泉等の増減も記載をしております。全体の流れといたしましては、第1四半期から第3四半期まで、これが9月末まででございますけれども、マイナスの地域がございまして、第4四半期に全ての地域でプラスに転じた状況でございます。

次に、21ページでございます。外国人宿泊客延べ数でございます。令和7年は11万3,299人で、前年比30%の増加となりました。国、地域別では、台湾、中国、韓国の順となっております。次に、3ポツの観光入込客延べ数でございます。この観光入込客延べ数は、県内の観光地点421地点ごとに計測した入込客の数を単純に合計した数値でございまして、延べ人数という形でお示しをしております。令和7年は3,124万人で、令和6年に比べまして4.6%の増加となっております。この数値で申しますと、出雲、石見、隠岐地域とも増加というふうになっております。

次に、22ページでございます。4ポツ、観光入込客実人数推計でございます。これは、アンケート調査を行っておりまして、その結果などを用いて、実際に観光に来られたお客様の実数を推計するものでございます。令和7年は実人数1,266万4,000人で、前年に比べまして1.7%の増と推計をしております。最後に、5ポツ、観光消費額及び経済波及効果でございます。観光消費額につきましては、下の表にお示ししておりますが、アンケート調査によって得られた区分ごとの1人当たりの消費額、これに先ほどの実人数の区分ごとの数字を乗じる形で推計をしております。令和7年は約1,197億円で、前年に比べまして3.7%の減となっております。この観光消費額が県内に及ぼす経済波及効果、これは、産業連関表を用いて算出しておりますが、観光消費額の1.38倍、約1,648億円、前年比で申しますと3.2%の増と推計をしております。

全体を通しまして、令和7年は、年前半のところは大阪・関西万博の開催ですとか物価高騰等の影響もありまして、前年に比べまして減少の傾向が見られました。しかし、9月終わりから放送されました連続ドラマ「ばけばけ」の影響がありまして、これは非常に好影響で、入り込み、宿泊とも増加に転じ、トータルの結果といたしましては、令和6年とほぼ同等の数値になったと捉えております。また、外国人観光客につきましては、米子空港への台湾便の新規就航、また、韓国便の増便等もありまして、増加の傾向が継続いたしまして、最も多かった令和元年の数値を超えた状況になっております。

令和8年、今年は、3月で放送が終わってしまいましたが、NHKの「ばけばけ」の誘客効果を少しでも長く継続できるように取り組んでいくこと、また、あと1か月後でございますけれども、7月26日から「VIVANT」続編が放送されます。こうしたテレビ番組等を使いながら、少しでも多くの方に島根県に訪れていただくように取り組んでまいりたいと考えております。また、外国人観光客につきましては、引き続き市場動向を踏まえつつ、近隣空港からの誘客や、関西や広島といった外国人観光客の多い地域から島根県に足を運んでいただけるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○岩田委員長

明正国際観光推進室長。

○明正国際観光推進室長

資料の２３ページを御覧ください。私からは、ベトナム航空による国際チャーター便の運航実績について御説明いたします。

１ポツの概要でございます。令和５年１２月に締結いたしましたベトナム航空及び株式会社エムエスツーリストとの覚書に基づくチャーター便としまして、ベトナムと出雲縁結び空港を結ぶ直行便をこれまでに４便運航しております。それぞれの運航実績につきましては、２ポツにありますとおり、令和６年５月に北部のハノイとの間で運航された第１便の搭乗率は、ベトナムからのインバウンドは９６．５％、出雲からのアウトバウンドは９１．８％。令和７年３月に同じくハノイとの間で運航された第２便は、インバウンドは９７．１％、アウトバウンドは７７．１％。令和７年１０月に南部のホーチミンとの間で運航された第３便は、インバウンドは９８．１％、アウトバウンドは８３．８％。そして、今年のゴールデンウィーク期間中にハノイとの間で運航された第４便は、インバウンドが９７．６％、アウトバウンドは７４．１％となっております。

なお、それぞれのツアーの内容につきましては、インバウンドは出雲大社、松江城、足立美術館など県東部を周遊するツアーに加えて、第３便、第４便については津和野、石見神楽、アクアスなど県西部を周遊するツアーも催行されておりました、いずれも好評をいただいたと聞いております。また、アウトバウンドのツアーにつきましては、ベトナム国内の観光ツアーに加えて、第３便ではカンボジア、第４便ではラオスといった隣国を訪問するツアーも実施されております。

全体としまして、インバウンドはほぼ満席の状態が続いておりますが、アウトバウンドは７割から９割台の搭乗率となっております、今後、搭乗率のさらなる向上のためには、アウトバウンドの利用をさらに増やしていく必要があると考えております。

次に、３ポツの、これまでのチャーター便を活用した県の取組につきましては、第１便では丸山知事も搭乗され、在ベトナム日本国大使館や日系企業との交流会を開催しております。また、毎便ベトナムの旅行会社向けのセミナーや商談会も開催してまいっております。また、第３便では、建設事業者の方々が外国人材への理解を深めるため、現地の人材育成機関の視察や現地企業との意見交換も行われております。

今回の第４便では、在ベトナム日本国大使館の伊藤大使をはじめ、日系企業・団体の代表者をお招きし、島根県とベトナムとの交流や関係強化に向けて、情報交換や意見交換を実施いたしました。伊藤大使のほうからは、観光面につきましては、ベトナムから日本へ訪れた観光客のＳＮＳでは桜や富士山など、映える風景の投稿が多い、島根にも桜の名所などアピール材料はあるので、売り込むと来県のきっかけになるといったアドバイスや、ビジネス面の交流につきましては、日本は働き先として、まだ人気がある一方、ベトナム国内の経済発展により国内での就職機会が増え、さらに円安の影響もあって、ベトナムからの人材供給は減少してる状況にあると。受入企業や人材創出機関、自治体が連携し、環境を整えていく必要があるといった御意見をいただきました。

次に、４ポツの次回チャーター便に向けての県の取組につきましては、（１）インバウンドへの対応としましては、ベトナム現地での旅行博への出展や商談会への参加、県公式ＳＮＳによる情報発信などを引き続き実施してまいります。

(2) アウトバウンドへの対応としましては、こちら地域振興部を中心としまして、地元紙やビジネス情報誌で観光・ビジネスの機運を高める記事を掲載するほか、ベトナムの観光地や食文化の魅力を紹介する動画を制作し、テレビやSNSで発信する予定にしております。さらに、海外に関心を持つ方々が集まるイベントでのPRも計画しています。

将来的な定期便の就航に向けては、チャーター便の実績を着実に積み上げていくことが必要であるため、利用者の拡大につながるよう、インバウンド、アウトバウンド両面でしっかりと取組を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

24ページを御覧ください。それでは、地域未来戦略について説明いたします。

地域未来戦略は、地方の成長分野に官民投資を集中し、産業クラスター形成や産業集積を通じて、地域経済の成長を図る国の政策でございまして、表にあるように、国が策定するA、戦略産業クラスター計画、都道府県もしくは市町村が策定する地域産業成長プランとして、B、地域産業クラスター計画と、C、地場産業成長プランとがございます。対象要件といたしましては、Aの戦略産業クラスター計画は戦略17分野で官民投資ロードマップが示された製品、技術に合致し、自治体の大規模インフラ投資、民間の大規模投資がなされるものでございます。県が策定するBの地域産業クラスター計画は、輸出や国内シェア上位を目指せる製品、サービスで、域内で調達し域外で販売するといった経済波及効果などがあるもの、Cの地場産業成長プランは、付加価値額向上や販路拡大を目指す製品、サービスで、雇用創出や賃上げなどができるもの。それぞれに記載の必須KGIの増加、向上も求められます。

以下で、それぞれの状況等について記載しております。まず、2ポツ、Aの戦略産業クラスター計画につきましては、まず、各地方経済産業局が作成する地域ブロックの素案と日本成長戦略本部が策定する官民投資ロードマップの両方に適合し、都道府県が提案したものを国が計画として策定するという流れになっております。中国地方では、中国経済産業局が作成した素案で、半導体、GX、造船、コンテンツ、ものづくりが選定されておまして、5月の副大臣会議で公表されておりますが、素案にはコンテンツの中の観光であったり、ものづくりなどの自動車など、戦略17分野に含まれない分野も記載されております。さらに、6月12日に示された国の事務連絡では、県から提案できる先行案件対象としては、AI・半導体、航空・宇宙、造船、バイオ等、資源・エネルギー安全保障・GXと5分野に絞られており、マテリアルが入っておりません。また、航空・宇宙には製品・技術等として民間航空機や空飛ぶ車の補修用の部品などに限られるといったように、製品・技術等が絞り込まれることで対象が限定されており、県内産業は該当しないため、県からの提案はできない状況でございます。

次に、3ポツの地域産業成長プランにつきましては、要件を満たす分野で都道府県等が計画を策定し、国が確認するものでございますが、スケジュールとしては、7月15日までに国へ事前確認のエントリーをし、1か月程度の国での確認が完了後、8月中旬頃に国に計画を提出し、国において取りまとめられ、第1回目の公表をされます。その後は、随

時事前確認エントリー、計画提出となりますが、第2回目の国の取りまとめは12月頃とされております。また、その間に、夏頃に国の支援策を取りまとめた政策パッケージが公表される予定とされておりますが、支援策がはっきりと分からない中での計画策定、準備をする状況でございます。

それぞれの計画につきましては、(2)Bの地域産業クラスター計画につきましては、特殊鋼関連産業については要件に合致すると考えるため、7月15日の事前確認エントリーを目指して、計画策定を進めているところでございます。また、その他の産業分野につきましては、12月予定の第2回公表に向け、国が支援策を示すのを待ちながら検討するところでございます。

(3)、Cの地場産業成長プランにつきましても同様に、12月予定の第2回公表に向け、国が支援策を示すのを待ちながら、対象要件を満たす農林水産分野などについて検討するところでございます。

次に、25ページを御覧ください。現在作成している特殊鋼関連産業クラスター計画の概要案について説明させていただきます。特殊鋼を核とした地域産業クラスター計画といたしまして、産業領域は鉄鋼業、輸送用・生産用の機械器具製造業など、本県は成長が見込まれる航空機、エネルギー、モーター分野において重要な工程を担う特殊鋼産業クラスターが形成されていることなどから、本領域を特定し、選定しております。対象エリアは、安来市、松江市、出雲市としております。出雲市は、出雲市の企業でSUSANOに加盟した企業がおられることで加えております。右上の図に記載しているとおり、成長分野である航空機、エネルギー、モーターといった分野での事業拡大を目指し、特殊鋼を核とした地域内サプライチェーンの強靱化を目指すものでございます。

3ポツ、目指す姿の(1)の現状の整理のところでございますが、旅客需要の成長が見込まれるほか、脱炭素化やカーボンニュートラルの進展により、高効率モーターの開発が求められているほか、2つ目のポツのところ、県内企業、プロテリアルでございますけれども、そこでの大規模投資や高効率モーターの需要増に合わせて、地域内関連企業の強化に取り組む必要がございます。そして、これまで取り組んできた次世代たたらプロジェクトなどにより、産学官金での取組が加速しているところでもございます。(2)の目標数値につきましては、現在関連企業に照会しながら取りまとめているところでございます。

次に、4ポツの勝ち筋の(1)の基本戦略につきましては、県内企業が行う航空機、エネルギー分野の大規模投資や高効率モーターの需要増に対応する地域内サプライチェーンの強靱化としており、県内企業が行っている大規模投資による生産増、それによって生じる需要の増を県外に逃がさずに県内でしっかりと対応できるよう目指すものでございまして、(2)の取組の具体像としては、地域内で需要増を取り込むための生産体制の強化や島根大学、産業技術センター等と連携した研究開発力の強化と高度専門人材育成、県内定着の好循環の創出。

5ポツの政策手段といたしましては、(1)の取組に向けた課題として、地域サプライチェーン強靱化(生産強化)と人材育成。(2)の講じる政策パッケージといたしましては、生産体制強化に向けた取組支援、先ほど予算のほうでも説明しました国の大規模投資補助金活用に向けた事業計画策定支援、島根大学等と連携した研究開発、人材育成の実施でございます。

重点支援企業群といたしましては、島根県特殊鋼関連産業振興協議会とSUSANOに加盟している企業を記載しております。

今後、作成した計画につきましては、国に事前確認を求め、国の事前確認後に計画提出となります。そのため、記載内容につきましては、今後、国への確認の過程などで変更が生じる場合もございます。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

植田企業立地課長。

○植田企業立地課長

私からは3点報告させていただきます。資料の26ページを御覧ください。企業立地計画の認定についてです。

このたび、I R、いわゆる投資家向け広報資料の英文翻訳を手がけられるOne World Link株式会社から、出雲市内での事業所の移転増設に関する企業立地計画の申請があり、6月11日に立地に関する覚書を締結しました。

同社は東京で創業され、令和5年に出雲市大社町に事務所を開設されておりましたが、今年3月には東京から出雲に本社を移転していただいております。今回の計画ではAIを使ったI R資料の英文翻訳サービスの提供を開始されたのに合わせて、出雲市駅前にオフィスに移転増設され、体制の強化を図られるものです。従業員は、現在の運営から、操業後3年で21名に増やされる計画となっております。本計画に関しまして、県では、支援見込額としまして1,600万円を予定しておるところでございます。

続いて、27ページを御覧ください。出雲市にある株式会社シーエスエーより、出雲市での事業所の増設に関する企業立地計画の申請があり、7月1日に立地に関する覚書を締結する予定としております。同社は、電気工事や機械設備業向けの積算システム「積算らいでん」の開発、販売を手がけておられ、このシステムの導入は業界トップシェアを誇っておられます。今回の計画では、開発体制を強化するため、自社敷地内に事務所を増設し、現在の従業員45名を操業後3年で56名までに増やされる計画です。県の支援見込額は、投資助成、雇用助成合わせまして1,450万円を予定しているところでございます。

次に、28ページを御覧ください。安来市切川地区工業用地造成事業についてです。こちらの事業につきましては、県企業局において造成事業を進めているところでありますが、1、工事等の実施状況に記載しておりますとおり、5月から進入路、仮設歩道設置といった本格造成に向けた準備工事に着手したところです。今後、盛土材となる安来道路の4車線化工事に伴い発生する残土の受入れを7月より開始し、第1期造成工事として防災調整池工事、外周道路改良工事、盛土管理工事、地盤改良工事を発注、契約する予定としております。その上で、第1期造成の引渡しを令和10年度に予定しているところでございます。

私からは以上です。

○岩田委員長

狩野雇用政策課長。

○狩野雇用政策課長

29ページを御覧ください。三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る従業員の再就職支援について、5月19日の委員会での報告後の主な取組状況に

ついて御説明いたします。

1 ポツ、6月19日時点の求人の状況であります。372社、1,801人の求人が提出されております。求職者の選択肢をなるべく増やすため、引き続き求人の提出を呼びかけてまいります。

2 ポツ、再就職の状況でございます。6月15日時点の状況でございます。ハローワーク、産業雇用安定センター、三菱マヒンドラ農機株式会社の支援により、就職にめどが立った人数は96人となっております。5月19日の委員会において、三菱マヒンドラ農機株式会社の独自支援による就職者の状況についても把握するように努めてほしいとの御意見を受けておりました。その後、松江市とともに働きかけておりましたが、情報提供いただきましたので、人数に算入をしております。

3 ポツ、取組の状況でございます。1 ポツ目でございます。求人をご提出いただいている企業の中には、企業の事情により年齢制限を設けておられるところもありますが、各企業において少しでも対象年齢を広げていただくことが、社員の皆様がより円滑に就職活動をするための後押しとなりますので、年齢制限の緩和とその枠の拡大についての依頼を島根労働局、島根県、松江市の連名で、6月15日付の文書により行っております。

2 ポツ目でございます。障がい者向けに4社への企業訪問を実施しております。

4 ポツ、今後の予定であります。(1) 第2回合同企業説明会でございます。求人企業をより深く知ることができる機会となるよう、7月4日土曜日54社、5日日曜日53社の計107社の参加を得て、松江市内の会場で開催する予定としております。ハローワーク松江、産業雇用安定センター、ポリテクセンター島根の個別相談ブースも併設し、就職活動に当たって確認したい点について、その場で相談できる体制を取ってまいります。

(2) でございます。産業雇用安定センターによる出張相談等の支援は継続されます。その他、就職支援チームでは直面する課題の把握に努め、再就職の促進に向け、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

報告事項に関する御説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

説明がありましたが、質疑等はございますでしょうか。

園山委員。

○園山委員

今の産業クラスターの計画ですけど、取りあえずは今、特殊鋼を一つの核にしておられますが、もう少し大きな目で見れないのかね。もちろん、SUSANOという一つのプラットフォームで、安来、東出雲を中心にした企業集団で非常に優秀ですけど、だけど、例えば清和ジーテックだとか、日進ProSOLだとか、ヒラタ精機といった、いわゆる自動車部品のメーカーというのは、完全に日本のある分野ではトップメーカーで、世界展開をやってますよね。島根県の企業で、そういう展開をやってる、下請ではなくて、その技術力で世界展開をやってる企業が存在して、実際もう今、従前は、例えば清和鉄工だったり、ヒカワ精工だったりという名前だったものが、世界展開をするためにもう社名を変えて、どんどん業態を新しくしてると思いますよね。そうすると、先ほどたまたま内藤委員からの質疑にあったけど、例えば大規模投資はどうなんだと。それと、例えば100

億円企業を目指すんだったら、50億円の投資に対して3分の1、国が支援しますよと。例えばそういう投資に対して、島根県は従前言われたように、15%の例えば立地補助を30%に引き上げるよというようなことまでやってるわけでしょう。そうすると、せっかく国が成長分野と位置づけているものづくりの中で、特に鉄にまつわる、あるいは特殊鋼にまつわる、金属加工にまつわる事業体を伸ばしていこうとすれば、当然そういうところにきちっと目を入れて、島根県の金属加工産業をとにかく日本の一番前へ持っていくぞというぐらいの計画を立てていかないと、何が成長分野でいけますか。そんな、よその下請やとる企業を50社も100社も集めたって、どうしようもないでしょう。それよりも、自分とこの技術でもう展開してる企業があるんだから、そういうところを取り込んでいって、新しい分野開発をしたり、新しい成長分野を見つけて、みんなでわっとう行こうという、その形にしていけないと。いつまでたっても、例えば三菱さんの仕事をもらって、三菱さんの仕事です、川重さんの仕事をもらって、その部品の加工です、確かにロケットの部品をつくることはできるかもしれんけど、だけどあくまでも部品メーカーでしかならんわけですよ。せっかくこれから2040年に向かって15年ぐらいかけて産業クラスターを新しくつくっていくんだと、島根県にとっては金属産業というのは一つのもう強みがあって、大学もそういうことでやるぞという、そのことになってるのに、何で今さらこんなちましましたやあなことになっていくのかというのは、私は理解ができないね。

しかも、国は100億円や200億円の金じゃなくて、何千億円、何兆円つぎ込んでくれる可能性があるわけだから、もっとやっぱりこの県庁の中でプロジェクトチームでもつくって、そこに向かっていくぞという気構えを見せてくれないと、いつまでたってもずっとよその後ろついていく県にしかならないと思いますわ。

私たちに夢を見せてくださいよ。10年先、15年先の島根県の東部で産業クラスターを新しくつくっていくんだということだったら、こういう形を目指すぞと。あんたたちがつくってるのは、ちょぼちょぼした丸を積み上げて、ここへ乗せてるだけです。そうじゃなくて、この絵を描いてもらいたい。絵を描いて、そこへどういう要素を取り込んでいくのか、島根県で足りないのはよそから持ってくるのか、そういう絵を私たちにを見せてくださいよ。そうしないと、若い人なんか来ませんよ。第一級の研究者なんか島根県へ来ないと私は思います。もうちょっと考え方を大きくしてもらいたいなと率直に思います。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

園山委員の御指摘、しっかりと受け止めたいと思います。委員がおっしゃるとおり、県内、今回出してるクラスター計画に載ってる部分だけではなく、先ほどおっしゃったような企業であったりとか、そのほかの産業集積、サプライチェーン関係などや、県内でメーカーとして取り組んでる企業であったりとか、また、そういったところ、産業クラスター計画として、県としてどう支援していくかというところを検討する余地というのは十分あると思っております。

現在、特殊鋼についてこういった形で提案させてもらっておりますけれども、まだクラスター計画自体はこの1本ではなくて、何本か出していける、あとは、今後これも見直しを図っていけるということもございます。先ほど園山委員も御指摘いただいた点も踏ま

えまして、次回、その次の計画策定であつたりとか、そういうところにも対応していけるように、引き続き検討していきたいと考えます。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

あのね、考え方がもうまるで違うんですよ。国から求められたから考えて、それに合うようなことを言われてから考えるから、いつも後追いで、一番最初に計画が出てこないんですよ。それは何でかって、あんたたちに夢がないから。ふだん島根県の、例えばものづくり産業はこういうふうにやりたいなと、そういう絵をいつも描いておれば、何か求められたときにはすぐ出せるんだ。だけど、それがないから、だから、求められてから考えるから、だから遅くなる。そこから人の意見を聞いてくるから。物事を、あんたたちどうですかと聞かれてから、こぎゃんもんが出てきたぞ、おめえ、どげ思ふかや、先生、ちょっとどげ思います、それから、工場の人たち呼んできて、あんたたちはどげしたいかねみたいな形でやるから、2か月も3か月も4か月もかかるんですよ。そうじゃなくて、自分たちがこの地域だったらこういうことがやりたいなと、だけど、今は銭がないとか、あるいはそういう投資をしていく、まだ力がないとか、あるいはその技術力がまだ未熟だとか、だけん、ならんなと思つとるかもしれん。だけど、銭をくれるっていうことになれば、お金の問題っちゅうのは解決できたわけだから、だから、取りに行けるわけですよ。

そこが島根県の一番足りないところですよ。多分、前議会でも同じような指摘があつたと思います。今回だってそうです。高校の問題だってそうです。言われてから計画つくるから、いつも島根県は1次ではエントリーできてないですよ。いつも2次か3次ですよ。だから、もし今回もうちょっと時間が本当にあるんだったら、言われるように、本当に自分たちが目指すものが何なのか、どういうふうなものがやりたいのか、島根県で金属加工のこういう形にしたいなというのがあれば、そこに必要なものをいっぱい引っ張ってくればいいわけですよ。そこに足りないものを入れてくればいい。今あるもので考えたらつまらんわけだ。あんたたちが今ここに出したのものよりも、もっと前に進んだる企業って、もう島根県にあるんですよ。だから、そういう人たちをもっともっと取り込んでいけば、全く違うものが僕はできると思います。私ならそうする。

○岩田委員長

答弁ありますか。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

委員御指摘につきましては、まさに我々深く受け止めないといけない、これまでの取組に対しても、夢をもっと持てということに関しましては、我々もいろいろ現実とも向かい合いながら考えてきたつもりではおりますけれども、今回の計画につきましては、我々取り組んできたものを実現していくための方向性として、特殊鋼を上げさせていただいたということでございまして、この辺はまずは一つちょっと御理解いただきたいところと、今後につきましては、大きな全体像、少し考えて提案できるように、7月にはまた国のほうの支援策なども示される中で、使えるものはしっかり使っていくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

最後にします。国から示されたものを練るんだないんだ。国に示すんだ。こういうものをつくってくれ、こういう形を島根県としては要求してるので、こういう制度にしてくれ、こういう支援をしてくれ。要綱を見て、それに合うものではつまらんのよ。そこんところを考えてくれって言っとるの。分かる。以上。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

ありがとうございます。ちょっと関連ですけれども、今日はじめてこの資料を見させてもらって、私も園山委員さんおっしゃるように、ちょっと国のほうにすごい引っ張られてる印象をやっぱり受けました。これ、たしか地域産業クラスター計画は17分野にこだわらなくてよかったというふうに理解してまして、そこにどうしても例えば航空とかモーター、国が出してる文言にちょっと引っ張られていて、それをつくってる特殊鋼だという、ちょっと何か国から出されたものに落とし込んでいってる印象を私も実は受けました。

先ほど園山委員がおっしゃったように、県内の特殊鋼に限らず、金属とか鋳物というふうに例えば広げると、本当、世界最先端の技術を持ってる企業って多分いっぱいあって、例えば、私の地元で今、DMG MORI キャステックという、出雲に超大型の鋳物工場がありますが、ここなんかもめっちゃめっちゃ今大規模投資していて、松江の山本金属だったかな、サプライチェーンを組んだりとかして、県内の集積というのが特殊鋼に限らず、もっと広い目で見ると、物すごい今進んでると思ってます。おっしゃったように、航空とかモーターに限ると、非常にSUSANOとかに絞られていっちゃうんですけれども、そうじゃなくて例えば最先端技術を使えば、例えばこういう分野で革新が起きるとか、それは医療だったり、乗り物だったり、多分いろんなところに潜在能力を各企業さんいっぱい持っていて、そこを中小企業さん、まだ気づけてない部分が多分多いと思うんです。そこに気づかせてあげるのが、多分商工会だったり、行政の役割で、今はまだ技術が確立していないけど、きっと数年先にこういう技術を島根県では生み出していくんだというのがあると、国は、じゃあそれ、投資もつと頑張ってくれというふうにきつとなるのかなというふうに思っていて、それがさっきおっしゃってた、夢というふうに私は捉えてるんですけれども、この分野で全国屈指というか、全国一の金属集積地帯をつくって、所得も含めて、若い人はそこでしっかり学びたい、働きたいという将来像を描いていくと。この航空、モーターというのは、国もここにこだわるなと言ってるんですから、こだわる必要は全くないと私は思っていて、島根が持ってる技術を結集していくと、こういう分野で日本を引っ張っていけるんだという、そういうような書き方をしてくれると、多分、いろんな企業にも裾野が広がってくると思いますし、かといって、総花になっても弱いので、僕は金属とか、その中の特殊鋼でもいいとは思いますが、何かそういうふうに描いていくといいのかなというふうに思った次第でございます。ちょっとそれは感想です。

○岩田委員長

何かございますか。

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

先ほどの園山委員からの御意見等踏まえまして、今の原委員からいただいた御意見もおっしゃるとおりだと思います。今回、先ほど部長申しましたけども、特殊鋼部分のことを出しておりますけども、今後さらに追加、拡充含めて検討していく中で、おっしゃられた点も含めて検討していきたいと考えます。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

ありがとうございます。

あと、ちょっと全然話が違うんですけども、インバウンドの話で、聞きたかったんですけど、今、私も期待して、これ3年がたってまして、今後ベトナム便がどうなるんだろうというところが気になってまして、90パーセントぐらいがインバウンド、7割、8割がアウトバウンドということで、かねてからアウトバウンドが課題とされてきて、一方で、鳥取を見ると、台湾とか韓国便もほとんど実はインバウンドだというふうに理解してます。8割ぐらいが向こうから来ていて、日本人が乗ってるのは2割、3割、それでもああして就航していると。つまり、採算が多分取れてるから今も続けてるんだろうというふうに理解をしています。

そういった意味で、このベトナム便が今後、今のこの状況をもっと高めたいのは当然分かりますけど、今どの位置にいるのか。定期就航に向けて、10割がゴールだとしたら、もっと頑張らないといけないけど、このままでいけばいけるよねというレベルなのか、ちょっとこれではまだまだだねというレベルなのか。今後どういうふうに県として持っていこうとされているのかというところが、多分もっと増やせというと、PRをしても結構限界があると思っていて、これだけ円安が続いていて、韓国、台湾とベトナムだと多分全然、倍ぐらい値段がちょっと違うと思うんです。すると、県民に気軽に行けるかということが多分難しくて、その戦略をどういうふうにお考えかというのをちょっと伺いたいと思いました。

○岩田委員長

明正国際観光推進室長。

○明正国際観光推進室長

御質問ありがとうございます。チャーター便、今後どういう戦略でということだと思います。基本的には、これまでも説明しておりますが、こういった単発のチャーター便を積み上げて、その実績を積み上げていく中で、次の段階としては連続ですね、何便か連続で走らせて、それでも実績が見込めたところで定期の路線が開設というような流れになっておりますので、今はその単発のチャーターを積み上げている状況でございます。これまでも4回やってきておりまして、いや、もう難しいという話にはなっておりませんので、覚書も結んでおりますので、ベトナム航空とエムエスツーリストと、次のチャーター便に向けて、引き続き協議をしている状況でございます。

一方で、今、燃油高騰もありまして、なかなかチャーター便の運航自体も厳しい、先が見通せない状況になっておりますので、そうしたところも踏まえながら、粘り強く航空会

社、旅行会社と協議しながら、我々としてはやはり定期便を実現させていきたいと考えておりますので、とにかくにもこのチャーター便の実績、次があれば次の実績を今よりも高くといったところにしっかり取り組んでいけるよう、そうするには、どうしてもアウトバウンドは難しいとはいえ、さらなる取組の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

ありがとうございます、もうこれで終わりますから。重々それも承知してまして、その上でどういうふうに描いていくのかということをやっぱり知りたくて、多分このままだと年に2回飛ばして、またもう数年費やして、連続シャトルに持っていくと当然減りますので、そのときにどうなんだっていう話にもなってきて、じゃあ、結局駄目だったねっていうことはやっぱり皆さん避けたいと思います。私も避けたいという中で、突っ込んだ話を先方ともしていただきたいというか、しておられるのかもしれないんですけども、そろそろ3年がたつので、どういう未来を描いておられるのかを出されてもいいのかなっていうふうに思っております。すみません、もしあればですけども。以上です。

○岩田委員長

明正国際観光推進室長。

○明正国際観光推進室長

ありがとうございます。我々もそうした課題感、実は共有しておりまして、ここの部分は地域振興部が窓口となって航空会社、旅行会社と今、交渉をしております、本当に同じように、このままだと単発なんだということも含めて、協議をより加速させていき、一方で、先ほどの燃油の話もあるので、そこがちょっと難しいというような状況もありますが、これも状況が変われば一気に加速すると思っておりますので、委員のアドバイスも踏まえて、しっかりと地域振興部と連携して取り組んでいきたいと思います。以上です。

○岩田委員長

その他ございませんか。

内藤委員。

○内藤委員

少し観光のほうについて聞いてみようと思うんですけど、まずは、延べ数が少し、昨年と比べると1万2,000人減少したということですが、地域別も出ております。島根県の観光連盟さんの受け止めっていうものは、今どんな受け止めをなさっているのでしょうか。

○岩田委員長

青戸観光振興課長。

○青戸観光振興課長

観光連盟の受け止め方、また、我々県の観光振興課の受け止め方でございますけれども、委員がおっしゃった直近、令和7年だけに捉えますと、NHKの「ばけばけ」の放送というのは、これは改めて、やっぱり、県の東部でございますけれども、非常に全国の皆さん

に注目をいただいて足を運んでいただいたという認識でおります。年全体ですとちょっと数字が弱いということでもありますけれども、「ばけばけ」が9月の終わりからスタートして、10、11、12の3か月間だけに効果を発揮したと。その後、令和8年に替わりまして、1月以降もその効果はまだ続いているものというふうな認識ではおりますけれども、そういった意味では、ここはたまたまではありますけれども、「ばけばけ」の効果とか、あと、今年に関しては人気の「VIVANT」の放送もあります。これから、来年は石見銀山の発見500年、あと、世界遺産登録20周年という節目の年も迎えます。また、加えまして、浜田のほうで角川映画の撮影も行われておりまして、これはまだちょっと先なんですけれども、来年公開されるということもありまして、観光というのはそういったところ、全国的に発信できる材料があると、非常に皆さんに注目いただいて足を運んでいただきやすくなるという側面がございますので、そここのところをしっかりと力を入れて、観光連盟と共に観光誘客を図っていききたいというふうに、観光連盟も当然考えておりますし、我々もそのように捉えて取り組んでいるところでございます。

たまたまここ一、二年というのは、実は我々にとってはいい意味でいろんなことが実施されるということもございますので、この機を逃さず取り組んでまいりたいなど。観光連盟と我々はある意味、一心同体でもございますので、一緒に連携して実施をしてまいりたいと思っております。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

観光振興課長から御説明いただいて状況は分かりましたけれども、観光素材って言って、島根県たくさんありますので、宿泊者数が東部、出雲地域に偏ってるのは、しょうがないにしても、出雲ではまた、ビジネスホテルですかね、何件も建つという話を聞いておりますけれども、全体とすると、令和元年度が37万人ですけれども、もう少し入込客数を増やしていくというふうな戦略、どうしたらもう少し島根に来ていただけるのか、もう少しそこら辺の戦略を深掘りして、宿泊者数であるとか、あるいは入込者数の増加を図っていくためにはどういったことが必要なのかっていうことを、よくよく考えてはいらっしゃると思うんですけれども、考えて、またそれを政策に落としながら、より観光客の方に来ていただけるような仕掛けづくりをしていただきたことが1点と、もう一つは、変わらず、やむを得ないなと思いつつも、石見地域がやっぱり観光資源はありながらも落ち込んでいるので、もう少し石見地域への誘客対策というものを、萩・石見空港の活用も含めてやっていかないと、先を見ると、物価も上がってるし、労働者不足でもありますし、なかなか石見地域の宿泊業者さんも、経営の面がどうか知りませんが、厳しいところも出てくるのではないかなと思うんですが、そこら辺についてどういうふうに受け止めていらっしゃるのか、お考え聞いてみたいと思うんですけれど。

○岩田委員長

青戸観光振興課長。

○青戸観光振興課長

委員がおっしゃいますとおり、観光というのは東部のほうに少し偏りがちで、石見に何とかお客さんに訪れていただけるように取り組んでいかないといけないというのは、我々、

重々その思いはございまして、石見にある観光資源、これをいかに多くの方に知っていただいて、足を運んでいただくかというのは、これは直近の課題というか、長い課題だなというふうに捉えているところです。何とか、非常にいい素材はあるというふうに認識しておりますので、石見のことを知っていただいて、また、萩・石見空港のこともおっしゃっていただきましたけれども、萩・石見空港利用促進のためには、石見への観光誘客というのが、これが一つの課題となっているという認識もありまして、これも交通対策課と一緒に、観光利用というのをどうやって増やしていくのかということは常々考えながら実証しているところでございます。石見神楽がございまして、先ほどの世界遺産の石見銀山、また、津和野も非常に注目度の高い観光地となっておりますし、先ほど国際観光推進室長の明正のほうからお話ししたベトナム便の石見への周遊、インバウンドの方にも、海外の方にも石見のよさを知っていただけるように、あらゆる手を尽くしながら観光振興に手を入れていきたいというふうに考えております。

○岩田委員長

いいですか。内藤委員。

○内藤委員

いいです。

○岩田委員長

その他ございますか。いいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、商工労働部全般に関し、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。原委員。

○原委員

じゃあ、短く。冒頭商工労働部長からもありましたように、出雲の火災がありまして、もう重々、県の皆さん、三菱マヒンドラ農機株式会社等でも素早い動きをしておられて、本当に感謝しております。私も昨日、現場回って、いろいろお話を伺って、やっぱり事業者さんでもう燃えたところは、今後どうされるか分かりませんが、早く、まず、撤去から含めて、瓦礫の撤去から、そして、事業再建はもうちょっと先ですけども、やっぱりスピード感をぜひ持ってサポートがいただけるとうれしいということをおっしゃっておられて、これは市が、基本的には市だとは思いますが、あと、県と国の連携で、できることを今回に関してもぜひ素早い対応をお願いしたいというふうに。もう言わなくても重々、そこら辺はしていただいておりますけれども、あえてその声を伝えたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○岩田委員長

その他ございますか。いいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で商工労働部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで委員会は休憩を取りたいと思います。再開は午後１時からといたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開します。

これより両部共管事項の調査を行います。

報告事項について執行部から説明を受けることにいたします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

しまねブランド推進課から２件の報告をさせていただきます。

１件目は県内物流実態調査についてでございます。資料は１ページをお願いいたします。

まず、１番目、調査目的ですが、物流の２０２４年問題の県内事業者への影響を把握するため、調査を令和５年度に実施しております。今回、その後の変化を把握するために、追跡調査として昨年度実施をしたものであります。

２番、調査方法ですが、調査票により回答していただくアンケートと、個別に対面での聞き取り調査を実施いたしました。詳細については記載のとおりでございます。

３番、調査結果といたしまして、主要な事柄について説明させていただきます。（１）物流問題の認知度です。前回調査と比較しますと、この問題に対する認知や理解は進んでおりますが、荷主側、物流側で開きがあることが分かります。また、十分に理解していると回答した荷主事業者は３割程度にとどまり、物流事業者側との開きが見られたところでございます。

資料２ページをお願いいたします。物流問題による影響について、前回と比較をいたしまして、その影響が顕在している状況が見られました。前回は今後影響が出るかもしれないと回答された項目で、今回、実際、影響が出ていると回答されたものについては、荷主側で見ますと、配送コストの高騰、荷物が運べない、配送の遅延などの問題が見られました。一方、物流側ではドライバーの賃金や営業収入の減少といった回答が多くあったところでございます。

（３）事業者における課題や改善に向けた動きについてであります。１つ目に商慣行の見直しであります。こちらについては、荷主、物流側の両者の間で運賃や料金の交渉が進められたという傾向は見られましたが、一方で、書面化については進んでいるという回答が横ばいという状況が見られまして、ここの辺りは今後まだ課題として残っているところというふうに思われます。

続きまして、資料３ページをお願いいたします。②です。物流効率化については、物流事業者主導で進められているケースが多く、取組の中では帰り荷のマッチング、荷物の混載など、共同化に向けた取組も見られたところであります。また、こうした取組に国や県の補助事業を活用されている事例もあります。

③として、改善に向けた対応として回答いただいたものです。こちらでは情報収集や研修に取り組む事例なども見られまして、今後、さらに、荷主側の理解を深めてほしい、ま

た、一緒に取り組める事業者間でのつながりを持ちたいといったような声も聞かれたところでした。

4 番目に、アンケートや調査で得られた状況や個別の調査で聞かれた意見を踏まえての今後の取組であります。制度やルールをはじめとした環境整備につきましては、その役割を担う国に対して引き続き要望を行っていく考えであります。県としても事業者への支援として、(1) の、これまでも県主催のセミナーや業界団体主催セミナーへの支援を行っているところですが、課題を抱えつつ取組ができていないという事業者に向けては助言を提供したり、相談の機会をつくるといった場づくりを進めたいというふうに考えております。

(2) ですが、荷主、物流事業者のマッチングにつきましては、これまでもセミナーの機会を通してきっかけづくりを行っているところですが、県で用意しております補助事業を活用していただくなど、次への展開を促すような場づくりを引き続き進めていきたいと考えているところであります。

続きまして、資料 4 ページをお願いいたします。2 件目の報告事項は、島根県物産観光館及び日比谷しまね館の状況についてであります。

2 番の(1)、島根県物産観光館の状況です。令和 6 年度に大規模改修工事を行いました。松江城側の観光客に意識してもらうために、外壁へのサイン設置、店内のレイアウト変更、2 階の工芸サロンの新設等を行ったところであります。昨年度はドラマ「ばけばけ」による観光客の増加もあり、客数が 4 割程度増えました。売上額については、過去最高の 8 億 6,700 万円余と、令和 5 年度と比較して約 134% の伸びとなりました。令和 6 年度は長期閉館していたので、令和 5 年度と比較した数字を上げております。

5 ページをお願いいたします。③は課題を踏まえた今後の取組ですが、今後さらに売上げを伸ばせる取組として、キッチンステージ、これは対面の販売ブースですが、キッチンステージですとか EC サイト、SNS による情報発信の充実を進めていきたいというふうに考えております。

次に、日比谷しまね館についてであります。日比谷しまね館は、昨年度から新しい管理運営事業者になり営業をしております。新商品の積極的な採用や和菓子のばら売りコーナーを設けたり、日本酒コーナーを充実させたほか、「ばけばけ」と連動した企画、近隣の劇場、映画館との連携により売上げを増やし、売上額は 2 億 2,900 万円余となり、はじめて年度の KPI を達成することができました。

6 ページをお願いいたします。課題を踏まえた今後の取組ですが、新たに隠岐地域でも商品提案会を開催して商品の掘り起こしを行ったり、プレゼント、ギフト品としても選んでいただけるような商品の充実をさらに進めていきたいと考えているところであります。

④、令和 10 年度以降の日比谷しまね館の運営方針です。店舗の立地につきまして、令和 7 年度の運営状況や販売実績を踏まえ判断することとしておりましたが、先ほど説明しましたとおり、KPI を達成し、今後も売上げの増加が見込まれること、また、外部調査機関に委託調査を行ったところ、立地場所の適正を検討した結果からも、ターゲットとする客層の集まるエリアとして適しているとの意見をいただいたことから、現行の店舗での継続の方向で手続やさらなる運営の改善を進めていく考えであります。

なお、両施設の本年度 5 月までの 2 か月間の売上げの対前年度比ですが、島根県物産観

光館のほうが約１２６％、日比谷しまね館が約１２９％となっておりますので、申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がございましたが、質疑等がありますでしょうか。

内藤委員。

○内藤委員

日比谷しまね館についてであります。今議会も生越議員による質問もあったところですけども、日比谷しまね館の運営費っていうのものは大体どれぐらいかかっているものですか。

○岩田委員長

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

県費として支出しているものが、まず家賃、それから運営事業者への委託料、それと、管理運営事務所を別の場所に設けておりまして、その３つが大きなものであります。個別の数字が、家賃のほうが約５，２００万円、それから、別に設けております事務所の家賃が約１，４００万円、それから、令和７年度の運営委託費が年間で４，１４０万円でございます。

○岩田委員長

待ってください。

管理運営費。内藤委員が聞かれた分です。

○錦織しまねブランド推進課長

すみません、店舗の運営事業者への年間委託費が４，１４０万円、それから家賃として５，２３０万円余、それから、別に設けております管理運営事務所の家賃が１，４４０万円余でございます。合計で約１億８００万円程度ということでございます。大変失礼いたしました。

○岩田委員長

ありがとうございます。

内藤委員。

○内藤委員

基本的には県が投資、支援をしないとこの日比谷しまね館というものは成り立たないようではありますが、そうでなくって成り立つようなやり方っていうものも、要は県の補助金を、支援金っていいですか、少なくしていったって、でも、事業者が成り立っていくようなやり方っていうものは今後模索していく必要があるんじゃないかなというのが１点と、もう一つは、三越前にあったときのピーク時の売上げっていうのは、私の記憶ではたしか２億４，０００万円ぐらいあったんじゃないかなというふうな、うっすらした記憶があるんですが、それからすると、まだ日比谷シャンテでやっていく方針だっていうのは分かるんですが、まだまだここの県産品の売上げを伸ばすための営業努力といいですか、そういうもののもっともっと必要であるかというふうに思うんですが、こういう点について

てはいかがですか。

○岩田委員長

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

まず、県負担分もペイできる程度の売上げが目指すべきところっていうのは委員の御指摘もあったところかと思いますが、一方で、テスト販売でありますとか観光PRといった、採算に乗らない部分を担っているのもこの施設の役割ですので、それを踏まえつつも、売上げについてはしっかり上げていくというところを目指していきたいというふうに考えております。

また、前の日本橋しまね館については、3億円を一番ピークで超えている年もあるんですけども、こちらはやはり床面積が今のところよりも大きかったっていうところもありまして、一概には比較できないんですけども、床面積比較では日本橋しまね館を今超えた状況にはございます。ですが、今後も売上げについては、レイアウトの見直しや商品のラインナップの充実を図っていくことで、KPIとしては令和11年度の3億円を目標としておりますので、そこをなるべく早期に達成できるように改善に努めてまいりたいと思っております。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

そのようにお願いしたいと思います。

○岩田委員長

その他、御意見、御質問ございますか。いいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、両部共管事項全般に関して、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で両部共管所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様は、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより農林水産部所管事項について審査及び調査を行います。

なお、報告事項4の浜田漁港水揚げ拡大対策についての調査のため、植田企業立地課長にも御出席をいただいております。

はじめに、農林水産部長の挨拶を受けます。

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、農林水産商工委員の皆様、日頃から大変お世話になっております。

本日、私から、冒頭3点申し上げたいと思います。

1つ目が、今月17日、邑南町で発生しましたツキノワグマの人身被害についてでございます。森林作業中の男性がけがをしたということですが、幸い命に関わるけがではなかったと報告を聞いております。県としましては、県民の皆様、また、森林内で作業に当たられる林業、そして土木の工事の関係者に対しまして、熊の被害に遭われないよう、改めて注意喚起を行ったところでございます。

2つ目、中東情勢に起因するエネルギー、資材価格の高騰等についてでございます。この対策につきましては、総じて国によるマクロの対策が重要ということで、今月の頭に、知事を筆頭に、執行部で国に対しての重点要望活動を行ってきたところでございます。これに加えまして、先日、JAしまねから知事に対してこの件についての要望があったことも踏まえて、本日、副知事がJAしまねの組合長と共に国に対して改めての安定供給と価格高騰対策についての要望を行ったところでございます。加えて、県としましては、こうしたエネルギーや資材価格高騰に対して強い経営を確立するという観点から、省エネ、省コスト、生産性向上につながる対策、これについては、既にお認めいただいて執行しているところではございますが、今議会において改めて増額の補正予算の上程をさせていただいておりますので、この後、御報告、御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3つ目が、第2期の島根県農林水産基本計画の進捗状況についてでございます。昨年度、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画期間ということで、昨年度から開始した取組、1年を経過したところでございますので、現時点での進捗状況をこの後、御報告させていただきたいと思います。

これら含めまして、本日は予算関係の議案が3件、報告事項4件でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日、和田参事が体調不良のため欠席しておりますので、御了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された農林水産部に係る議案は、一般事件案1件、予算案2件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

私からは、承認第3号議案、令和8年3月31日付で知事専決処分いたしました令和7年度一般会計補正予算のうち農林水産部関係分について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。1の目的別歳出予算のところでございます。一般会計におきまして、国の補助事業ですとか公共事業などの額の確定によりまして、真ん中の補正

額（Ｂ）の欄の合計欄のところにありますとおり、１５億３００万円余の減額となっております。２の課別歳出予算では、課別に内訳をお示ししております。御覧のとおり、５つの課で補正を行っております。

次に、２ページからは公共事業費に係る内訳となっております、３ページの④災害関連公共事業、⑤災害復旧事業で減額を行っております。これらは、事業費の確定のほか、災害発生時に対応するために枠計上しておりました予算につきまして、２月補正予算以降において災害に伴う支出がなかったことによりまして減額をしたというものでございます。

続いて、４ページのほうでは、一般事業の減額を課別にお示ししております。なお、一番下に地方債と記載しておりますけれども、こちらは公共事業費等の減額に伴う地方債の補正も併せて行っておりますので、記載をしているところでございます。

続きまして、５ページから６ページにかけまして、補正額を課ごとに事業別に記載しております。６ページ、真ん中の列に補正額、一番右側の備考欄に補正理由を記載しております、（１）の農業経営課、（２）の産地支援課の各事業は、事業実績に基づいて減額補正をしております。１点、産地支援課の２番、農業競争力強化対策事業につきましては、２、１００万円余を減額しております。これは、ライスセンターやハウス整備といった施設整備事業におきまして入札残が出たことなどによるものでございます。そのほかの事業の補正理由につきましては、備考欄を御覧いただきたいと思います。

私からは以上です。

○岩田委員長

以上、説明がございましたが、質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。

大屋委員。

○大屋委員

この専決処分、３月３１日に専決処分をされておるんだけど、全て年度末だから、いろいろと調整額もあるんだろうと思う。これ、全て減額しとるんだよね。各項目別で、金額はそれぞれ違うけど。減額の理由を見ると、もう全部実績による減額にしとるんだ。そうじゃなしに、やっぱりそれだけの予算を当初予算で我々議会も認めとるから、できるだけ使い切ると。実績によると、どうしてもそりゃ、下がると、それはどうしても減額になる。そりゃ、全部が全部それを僕は否定するもんじゃないよ。だけど、やっぱりこれだけ今、農林関係、水産関係の状況が厳しい中で、できるだけ予算をしっかりと有効に使う、あるいは農家、あるいは林業、水産、いろいろとあるんだけど、地域の農業を守るという、そういう自治体も、団体も含めて財政支援をしてあげるとするのは、僕、これ、県の行政の一丁目一番地だと思うの。金額的にこれ、多い少ないは別にしても、やっぱりこういうときに、島根県、地域にとっちゃ厳しい状況を踏まえると、減額でせんで、足らんぐらいで、下さいいうぐらいの意気込みを見せんと、ただ事務的に実績、実績でやったんじゃ、私はいかがなもんかと思うんよ、議会として、議員として、この委員会として。それはどういうふうこれから対応すべきかということをやっぱり僕は真剣に考えてみてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○岩田委員長

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

貴重な御意見ありがとうございました。予算につきましては、より使っていただけるように、当初予算編成のときに使いやすいような仕組みになるように今後も検討を続けてまいりたいというふうに思っております。また、年度途中で執行状況なども見まして、さらなる周知とか、そういったことを図ってまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

課長さんね、そういう答弁は簡単な答弁なんだ。やっぱりそういう、反省も含めた、あるいはこれからの島根の事業をどうするんだという、そういう意気込みを含めた回答でないと、事務的な回答しか僕は取られないなら、農林水産部長の答弁を聞かせてもらいたいな、トップの、基本的な。山本農林水産部長の答弁、お願いします。

○岩田委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

御指摘ありがとうございます。今のこの情勢下で、現場で頑張ってる事業者を応援したいというのは県の当然の責務だと思ってますし、そのために頂いた予算を利活用していくという基本的な考えは課長からも申し上げたとおりでございます。

その上で、何故減になっているのかということについて、事前に足りないものとかあれば、例えば2月の補正予算でも計上してますし、そういうものは年度をまたいで事業者の支援のために活用しておりますので、令和7年度の当初に計上した予算よりも、令和7年度の2月末時点のほうが支援の額が増えております。書類上は、最後、2月補正予算で、要求したものも含めて、執行状況を収まるように調整して作成しますので、減額というようなやり方になってしまうということで御理解いただければと思います。

ちょっとうまくお伝えできたか分かりませんが、例えば、公共事業を除いてですけれども、4ページ目の資料を見ていただきますと、これは公共事業を除いたソフトの部分、(2)の一般事業の合計のところ、ちょうど4ページの真ん中の辺りですね、補正額1億4,000万円程度で記載しておりますけども、全体で執行率で見ますと、99.4%ということで、基本的にはほぼ100%使い切っているということで、県としましては、頂いたものをフルにやっておりますということで御理解いただければと思っておりますが、問題意識は理解、受け止めたので、引き続き全力で執行していきたいと思っております。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

そりゃね、部長さん、その分は、実際に九十何%というのは100%に近い部類を示されたんだけど、やっぱりそれだけじゃ、総じて私は言っとるんよ。この部分だけじゃない、公共だけじゃない、総じての部分と言っとるから、これ以上言いませんが、これから令和8年度スタートしておりますから、そこの辺をしっかりと、できるだけ使い切って、無駄遣いせえいう意味じゃないよ、それぞれの項目によって、必要なところはどんどん現場に向いて、こういうことがどうなのか、あるいは19市町村と連携を取って、こういう場合

はどうなのかということを常に課題と問題点を県の行政として頭に入れながら、現場の意見も聞いて、しっかりそれに応えていく、そういう姿っていうかな、それを今年度、期待しておりたいと思いますので、そこの辺をひとつよろしく願いいたします。答弁はいいです。

○岩田委員長

大屋委員のエールということでもいいんですかね。

○大屋委員

はい。

期待をするという、乞う御期待をして、年度末にはまた聞いてみたいと思います。以上です。

○岩田委員長

そのほか何かございますか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第３号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第３号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第７７号議案のうち関係分及び第９０号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いします。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

それでは、資料の７ページを御覧ください。第７７号議案、令和８年度一般会計補正予算のうち農林水産部関係分について御説明いたします。

１の目的別歳出予算を御覧ください。補正額（Ｂ）の合計欄にありますとおり、１億４，５００万円余の増額をお願いするものでございます。

続いて、８ページの課別の一覧を御覧ください。（１）の林業課では、省エネ機器等導入緊急支援事業におきまして、要望額が予算額を上回ったことから１億円の増額を。１つ飛びまして、（３）の沿岸漁業振興課におきましても、省エネ機器等導入緊急支援事業におきまして、要望額が予算額を上回ったことから３，０００万円の増額を。戻りまして、（２）水産課では、１で特別職給与費の補正をしております。これは備考欄に記載のとおり、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の委員報酬につきまして、特別職報酬等審議会の答申を受け、増額改定されることから報酬の増額を。２の漁場利用調整事業では、法令等の改正によりまして、遊漁船の安全設備に係る基準が強化されたことから、遊漁船業者が救命いかだ等の安全設備を整備するのに必要な経費の一部を支援するために１，５００万円余の増額をそれぞれお願いするものでございます。特別職報酬改定以外の事業の

詳細につきましては、後ほど各課長より御説明させていただきます。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。第90号議案、令和8年度一般会計補正予算、6月24日追加提案分のうち農林水産部関係分について御説明いたします。

1の目的別歳出予算を御覧ください。補正額（B）の合計欄にありますとおり、520万円の増額をお願いするものでございます。

12ページの課別の一覧を御覧ください。（1）農地整備課でございます。国営造成施設管理事業につきまして、当初予算におきまして、県単予算で農業水利施設の電気料金等の高騰分の5割を支援しているところですが、このたび国におきまして高騰分の7割を補助する制度が設けられ、6月1日からかんがいの電力消費のピークを過ぎる9月末日までの間、実施されることになったことを受けて、増額をお願いするものでございます。総計の備考欄に財源の増減を記載しておりますが、8年度当初予算では県単事業として価格高騰分の5割を補助する事業を実施しておりますので、4月、5月は県単制度、6月から9月までは国の制度で支援することとなります。これに伴いまして、当初予算で措置しております県単制度につきましては、重複する関係上、6月以降分の減額をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明いたします。

追加提案分の概要は以上でございます。

引き続きまして、各事業についての説明に移らせていただきます。

資料9ページにお戻りください。私からは、初日提案分の省エネ機器等導入緊急支援事業につきまして御説明をいたします。

この事業は、令和7年度2月補正予算で認めていただきまして、今年度に繰り越して執行している事業でございます。農、林、水、それぞれの分野において省エネルギー、省コストにつながる機械や設備の整備を支援するものでございます。

事業を実施しましたところ、林業では高性能林業機械等の機械整備、水産業では燃費性能に優れるエンジンや魚群探知機などの要望が多く出てまいりまして、予算額では御要望に応えられなくなる状況になりましたので、このたび増額をお願いし、支援をしようとするものでございます。

私からは以上です。

○岩田委員長

秋山水産課長。

○秋山水産課長

私からは、遊漁船業安全対策強化支援事業について御説明させていただきます。10ページを御覧ください。

こちらの事業につきましては、令和4年の知床遊覧船事故を踏まえまして、旅客を乗せる船舶について安全設備の搭載が義務化されておりましたが、遊漁船につきましては適用が猶予されていたところでございます。令和8年の4月の関係省令の改正によりまして、一部の場合を除きまして、本年10月以降、順次4つの安全設備の搭載が義務化されることとなりました。

義務化される安全設備につきましてはですが、2の事業内容、（2）の補助対象経費の下に掲載しております4つの設備となっております。①、いわゆる漁業無線等の無線電話などの業務用無線設備、②としまして、非常時に船舶の位置情報を自動的に発信します非常

用位置等発信装置、③につきまして、乗り移る際に落水する危険性を軽減させるように改良されました救命いかだ等、④につきましては、船に浸水があった場合の警報、排水装置などがございます。一部の場合を除きまして、県内の遊漁船業者につきましては、これらの安全設備を搭載する義務が10月以降発生するところがございますが、特に救命いかだなどにつきましては数百万円かかるなど、これらの設備の導入に当たっては、少なからず負担を負うことになるかなと思っておりますが、一部の遊漁船業者からは、今後の事業継続に大きな影響があるというような声も聞いているところでございます。

一方で、これらの安全設備を導入することによりまして、県民を含めて、遊漁船の利用者の安全性を向上することにつながると我々としても考えております。そのため、県としましては、県内の遊漁船業者が早期に安全対策に取り組むことを後押しし、県内の遊漁船業の維持を図るために、安全設備の導入に係る経費の一部を支援することといたしました。

具体的には、2の(2)の補助対象経費のとおり、①から④の安全設備の購入費等の一部を支援することとしまして、具体的な補助率につきましては(3)のとおりとなっております。国であります水産庁及び日本財団がそれぞれ2分の1、3分の2を補助をする支援事業がございますが、これらを利用した県内の遊漁船業者を対象に支援することとしまして、それぞれ利用した場合に応じて補助率を設定しているところでございます。日本財団からの補助率が3分の2と高いということもございまして、今後、県の支援事業を広報する際には、当財団の事業の活用も含めて周知していきたいというふうに考えているところでございます。

当該の支援事業に係る令和8年度の予算額につきましては、1,500万円余となっているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○岩田委員長

福島農地整備課管理監。

○福島農地整備課管理監（国営事業対策室長）

次に、資料の13ページを御覧ください。農地整備課からは農業水利施設省エネルギー化推進対策事業について御説明をさせていただきます。

農業水利施設には、主に農業用水を農地へ送る揚水ポンプと、農地の排水を川にくみ出す排水ポンプがございます。このうち排水ポンプにつきましては、農地の排水だけではなく、市街地を含む地域全体の排水機能を有するなど、地域の防災、減災機能上も重要な役割を担っています。こうした施設は、現在土地改良区などが管理を行っていますが、電気料金が高止まりしている中、管理などの負担は増加している状況であることから、農業水利施設の省エネルギー化やコスト削減に取り組む管理者に対し、現在、県単独事業により支援を行っているところです。

このたび6月1日に農林水産省におきまして、昨年度に引き続き支援を行うことが決まりましたので、資料の2ポツ、事業内容、(3)支援の内容等にありますとおり、今回、6月から9月までを、この国庫補助事業を活用し、高騰相当分の7割を支援することとしたものです。今回、国庫補助事業分の予算額として1,100万円を計上し、当初予算で計上しておりました県単独事業につきましては、国庫補助事業の実施に伴い、支援が重複する部分につきまして1,080万円から580万円を減額し、500万円とすることと

しております。

説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がございましたが、質疑等はありませんか。

園山委員。

○園山委員

先ほど大屋委員がいみじくも指摘されたことなんですけど、部長は、いや、もう年度末の予算は、これは計数合わせだから、別にちゃんと2月の補正予算で積み上げて、事業費はきちんと確保してますよという趣旨のことをおっしゃったんですね。ただ、その内容をよくよく見ると、どういうことになっとるかということ、国の補正予算を景気対策等でいただいて、確かに農林予算は当初の550億円から620億円ぐらいに一旦は膨らんでます。

ただ、今日たまたま、今、県単で見とったものが国庫補助が受けられるようになったから、県単の部分は落としましたということを言われたように、2月の補正予算で当初予算をしっかり落として、補正予算でその手当てされたものが全額事業費で乗ってないんですよ。当初予算で手当てされたものが、補正予算で補正予算債に振り替えることができるものは落としてしまってるんです。だから、実質、最終的な予算は、農林予算ですね、一時的に620億円ぐらいまで増えたものが、最終的に550億円ぐらいにしかなくなってないですよ。当初は520億円ぐらいだったものが、それに九十何億円乗ったものが後から70億円ぐらい落とされて、最終的には550億円ぐらいにしかなくなってない。大体島根県の予算の組み方っていうのはほとんどこういうことだ。

それは財政的なテクニックもあるので、農林水産商工委員会で予算の組み方にどうこう言ったってしょうがない話だから、これ以上しませんが、だけど、私はいつも言うけども、せっかく今まで、予算はこれだけしかないんだと、だから、本当は1、2、3、4、5とあって、5つやりたいけど、だけど、予算がないから3しかならんと。これで我慢してくださいねってやとった。だけど、たまたま国から予算措置がいただけて、4できることになったと。なのに、その1を島根県は落としてしまう。結果的に、最初から予定しとった3しかやらん。だから、職員のモチベーションが上がらないわけだ。ほとんど財政的な理由で、やりたいことの7割か8割しかできないわけですよ。だけど、それが国庫補助が受けられるようになって、財源が、じゃあ、これだけ浮いたけん、じゃあ、ならんだった4をやろうかと言えば、現場は頑張りますよ、やったあと思って。ところが、なぜか財源振替でまた3になっちゃう。9月の補正予算で元へ返されて、減債基金に50億円とか100億円とか返されてしまう。もうこの繰り返しです。

それによって、例えば公債費比率なんかが高止まりしとったものが全国で2番になったっていうのは、それは評価できんわけではないけど、だけど、多分来年度の国の当初予算から補正予算が今までみたいに期待できなくなってしまうたら、こういう手法はほとんど使えないでしょう。そうすると、島根県の当初予算で組んどった、だけど、国に対して補助申請をしとったものが認められたということになれば、それは、今度は当初予算で今まで組んどったものが補助で財源に少し余裕ができたら、できなかった4、5に振り向けていけば、私は現場の人たちは頑張ろうと思うだろうし、それから、一生懸命、県単だなく

て、補助や交付金がもらえるように頑張るでしょう。

だから、そのところが、今までの形だと、補正予算がつかんかったら今までの手法は使えんし、そうすると、結果として、補助申請しとったけど、これの補助がつかんだったけん、この事業をやめますわという方向に行ってしまう。もし構造的な50億円の手当てができなかったら、じゃあ、もうこれは取りあえず予算は計上したけど、補助が取れなかったから、これを落としますよと、この事業はもう来年にしますよということになってしまう。現場の人たちのやる気、モチベーションはもうどんどん落ちてくるような気がします。

大屋委員は、多分もうそのことを心配して、これじゃ駄目だよって、私は強く言っておられると思いますよ。私ももう全く同じ意見です。だから、今回500万円落としました、しめしめと思っとるかもしれんけども、だけど、こういつて引かれた、要するに現場の、私は普及員たちの、あるいは現場の企画員たちはつまらんのうと思っとると思うわ。以上。

○岩田委員長

御答弁ございますか。

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

今、この電気料金の話が、少し発端になっているような気もしたので、これでなくて、全体の話という御意見ということでお答えしますと、大きく公共事業のほうと非公共事業のほうとでちょっと構造が違うかなというふうに受け止めておりまして、すみません、今、詳細のデータがあるわけではないので、ちょっと大まかな方向性ということでお答えしますと、非公共のソフトの機械導入とか、そうしたものは、100%とはちょっと申し上げませんが、恐らく基本的にはお答えする方向でやって、例えば今回、省エネ・省コスト対策、執行、使い切った分で足りないものは6月の補正予算で提案していますし、基本的には足りないものは要求させていただいていると思っております。

一方で、公共事業のほうは非常に事業の規模も大きくて、あと、先ほど委員からも御指摘あったとおり、財源を国から、後から補正予算が来たものを置き換えるといったようなこともやっている面もあろうかと思うので、そうした意味では、全体の財政的な理由で現場のニーズに100%、全て応えられていない面もあるのも事実かもしれません。

今回、補正予算で手当てしていたものが当初予算に変わるということ、国のほうで予算編成の方針が変わるというのがございますが、これは基本的には、これまで補正予算でいただいていたものは当初予算で、ちょっとどうなるか分からない部分はありますが、ただけののだとしたら、それは当初予算でフルに計上しながら、現場のニーズに応えるような形で予算はしっかりと要求して、これは、令和9年度以降の話ですけれども、というふうには思っております。

最後、財政規律との上で、現場にどこまで応えられるかというのは非常に難しい問題でして、なかなか農林水産部だけでどうこうというのは限界もありますが、事業のニーズがあることはこの場、委員会の中でも情報共有しながら、必要に応じて要求を強化していくといったことは、どのようなことができるのかというのは前向きに考えていきたいと思っております。公共事業が現場のモチベーションアップに大きく貢献するのは、まさしくそのとおりだと思いますので、そこは要求の姿勢を諦めないでチャレンジしていきたいと考

えております。

ちょっとうまく答えられてないかもしれませんが、一旦それをお願いいたします。

○岩田委員長

森山参事。

○森山農林水産部参事（調整）

公共事業の予算でございますが、現在、農林水産部の農業農村整備、林野関係、水産関係、3つございますが、それぞれここ数年、補正予算の比率が大変高くなっております。今の状況としましては、現場のニーズ、当初予算だけでは足りないところがございますので、そこを、100%ではございませんが、補正予算でカバーしてるというところがございます。

今後、国のほう、予算編成方針が見直しをされますが、補正予算が当初に来るということで、やっぱり今まで島根県にいただいていた予算、この総額をいかに確保するかというのが一番大事だと思っております。そういうこともございますので、今後、国の動向も注視しながら、総額の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○岩田委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りいたします。第77号議案のうち関係分及び第90号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分及び第90号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けることにします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

田中農林水産部次長。

○田中農林水産部次長（農業）

資料14ページですけれども、タブレットの小さな字が読みにくいかもしれないということで、お手元にA3の紙を配付しておりますので、これを御覧ください。第2期島根県農林水産基本計画の進捗状況（農業）について、私のほうから御説明いたします。

まず、このA3の左上にございます農業産出額について、グラフが載せてあります。平成28年の629億円から水田園芸や畜産等が伸びまして、米価上昇もあって、令和6年

では141億円増の770億円となりました。数字上は100億円増を達成したものの、農地の生産性を全国レベルまで引き上げる目標については達成されておらず、上段の真ん中にございますけども、10アール当たりの産出額は令和6年で、まだ全国との差が2.6万円ございます。この差をゼロにするには、さらに80億円以上の産出額増が必要でございます。

それでは、個々の重点推進事項の令和7年実績について御説明いたします。下段にそれぞれ赤字で示しております。

主なポイントの事項について御説明いたします。左側の、まず、ひとづくりでは、1の新規就農者の確保について、年間確保目標60人に対しまして、令和7年度は令和6年度に続き、26人と、低迷しております。令和5年度までは40名程度確保できておりましたが、ここ2年、減少傾向でございます。これはほかの産業や他の自治体との人材獲得競争が激しくなっていることや、ハウス資材の高騰等により就農後の経営が見通しにくくなっているためと分析しており、今後は、先ほどの話もありましたとおり、今年度拡充させていただいた施設整備への補助等も含めた就農パッケージの作成と、効果的なPR等、就農指向者に刺さる取組を進めてまいりたいと考えております。

真ん中のものづくりでは、4の水田園芸につきまして、令和7年、栽培面積239ヘクタールで、前年の247ヘクタールから、取組開始以来、はじめて減少しました。これは農家の方が米価高騰を背景に、限られた労力の中で米の生産を優先されたことなどの理由から、一部の露地品目で減少しております。今後は圃場整備実施地区や集落営農法人などの取組を改めて提案し、進めてまいりたいと考えております。

⑧の米づくりでは、米の反収や品質を上げていって、担い手の農地シェア率を高める取組を進めております。資料にはございませんが、重点対象103経営体の令和7年実績では、10アール当たり収量は前年の453キロから473キロに微増しましたがけれども、1等米比率では、高温によりまして74%から67%に減額しております。今後は、暑さに強い島系84号の導入や、昨年度設置しました水稻直播プロジェクトの取組等を進め、生産性向上を図ってまいりたいと考えております。

右側の農村づくりにつきましては、一番下にあります基盤整備につきましてですが、2期計画では特に基盤整備と普及などの営農との連携強化を図ることとしておりまして、県内30か所の圃場整備実施地区や国営農地で、米と水田園芸等で生産性を上げてもらうことや、集落営農法人をつくるなどをして、持続性を高めていくこと、次世代の担い手を確保する維持・発展の取組などを特に進めております。

説明は、以上ですけれども、令和7年の農業産出額については、大体今年の12月末とか年明けに国から発表されますけれども、令和7年は米価高騰でございましたので、さらに産出額は大きく増えることが見込まれております。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

永瀬農林水産部次長。

○永瀬農林水産部次長（林業）

続きまして、林業の進捗状況について御説明いたします。資料は15ページになります。計画の指標にしております原木生産量についてですけれども、令和7年は68万立方メ

ートルでございまして、ここ３年間、大きな伸びはないものの、生産規模は維持しているという状況でございます。エネルギー、物価高騰の状況下であります、生産規模の維持拡大を図るために、ＩＣＴ等、新たな技術の導入によります生産性向上ですとか、非住宅建築物の木造化、就労環境改善による林業で働く方の確保・育成などの取組を進めていきたいと考えております。

重点推進事項の６項目について、次に説明させていただきます。左上のほう、原木生産の生産性向上では、物価高、人件費の高騰に対して、収益力の向上が見込める目標として、１日１人当たり８立方メートルという数字を目標として定めて取り組んでおりますが、令和７年度実績で６立方メートルと、令和５年度に比べて伸びておりません。事業体への聞き取りでは、厳しい条件の現場が多かったとか、新規就業者が多くて、作業効率が低下したなどの理由を聞いておりますけれども、事業体ごとに原因と対策を検討して、分析して、効率的な集材方法ですとかＩＣＴ技術等の導入をさらに進めていくとともに、生産性が高い事業体もありますので、そうしたところでの研修を実施するなど、県内事業体全体の生産性の向上を目指してまいります。

森林整備の省力化では、指標としております作業時間は目標に達していないものの、縮減した結果となっております。引き続き成長が早い特定苗木の生産、出荷体制を強化し、森林整備の現場においてはドローンの共同利用による苗木運搬などに取り組ましまして、また、森林組合等、植えて育てる林業事業体自らが行う鹿防除、捕獲体制の実践について取り組んでまいりたいと思っております。

中央の製材用原木の需要拡大と安定供給につきましては、原木生産量のうち製材用原木の割合を目標としておりますが、１１．６％となっております。令和７年度に製材工場の施設整備支援とか原木市場の機能強化、各地域での建築士等を含めた関係者の協議会設置などを行っております。今後、さらに住宅需要の落ち込みが予想される中、建築基準法の改正に伴う機械等級ＪＡＳに対応した施設整備ですとか、非住宅物件に対する各地域での物件情報の共有ですとか、木材の供給体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。

高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大では、県内では認定工務店での県産木材利用促進事業の取組、県外においては展示会出展など、県外出荷の拡大に向けた取組を行ってきておりますが、昨年度、非住宅建築物での県産木材利用を進める木材利用促進協定を民間の会社、１社と協定締結したところです。住宅需要が落ち込む中、炭素を貯蔵します木材の特性ですとか地域への経済的な波及効果をＰＲしながら、木造率の低い非住宅建築物、特に県内の製材工場に対応可能な低層の建築物について、木材利用を進めてまいります。

右側の上ですけれども、新規林業就農者の確保につきましては、新規就業者８８人と、目標を達成しております。若者の林業に対する認知度が低いことから、高校生への林業学習の取組を強化したり、農林大学校において現場が求める高度な技術者の育成などを行うとともに、様々な場面で林業のＰＲを行ってまいりました。外国人材の雇用を希望する林業事業体が増えてきていることから、今年度から、さらに外国人材雇用に関する相談窓口を設置しまして、対応できる体制をつくっております。

最後、林業就業者の定着強化では、５年定着率７０％を目標にしておりますが、近年、６５％前後にとどまっております。新規就農者の確保と併せまして、定着率を上げることで毎年就業者数全体を１０人程度増員しまして、令和１１年に１，０３３人まで増やすこ

とを目標としております。これまで県も様々な取組を行ってきておりまして、林業事業体の皆さんも就労環境の改善など行っていてございますが、全産業で人手不足の中、就業者数全体は990人弱で、伸びていない状況になっております。近年のところ、離職者の離職理由を分析しますと、身体的負担が大きいことが理由として上がっておりまして、さらに労働環境改善とか週休2日制導入などを支援することで、定着率向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で林業の進捗状況の御説明は終わります。

○岩田委員長

横田農林水産部次長。

○横田農林水産部次長（水産）

引き続き、16ページの水産業について御説明いたします。

まず、青い線で囲んだ全体目標に対する進捗状況についてでございます。左側になりますが、1つ目が沿岸自営漁業の産出額の状況でございます。昨年の産出額は、その前年から僅かに増えておりまして、これはイカ釣りや刺し網が増えたことによるものですが、一方で、サザエ、ナマコなどを漁獲する採介藻漁業は漁場環境の変化などによりまして、約1割減少している状況でございます。

次に、右側のグラフに移りまして、漁業集落の状況でございます。部独自に基幹漁業集落と定義しました、漁業者が多いとか、漁業者の占める割合が高いという集落、これを維持していくというものでございます。令和7年は基準年の令和5年と比較しまして、地域、それから漁港単位での増減があるものの、トータルでは1集落増えているところでございます。

次に、4つの重点推進事項の進捗状況についてでございます。黄色の線で囲んだところを御覧いただければと思います。

まず、1、沿岸自営漁業の新規就業者確保でございます。昨年、令和7年に新たに就業した漁業者は9人にとどまっております。これは定置網などの企業的漁業の乗組員として、漁業の経験を積んでから独立するという就業型研修からの着業がゼロであったことが影響しております。

その右のグラフ、相談、それから面談、その後の研修開始というステップ別の人数の棒グラフを御覧いただければと思いますが、相談や面談をされた方が、その後の研修開始につながっていないという状況でございました。今後としては、研修希望者に適した指導漁業者の確保など、受入れ体制を一層充実させて、しっかり研修を行っていくとともに、いま一度、都会地域に出ている漁家出身者へのアプローチを強化することとしております。

続きまして、右側の2、沿岸自営漁業者の所得向上でございます。県内、他産業の平均所得400万円から、経費率を考慮して、水揚げベースに換算した年間水揚げ金額720万円以上の自立した漁業者を増やしていこうというものでございます。この水揚げ金額720万円以上の漁業者の数は年々増えておりまして、これは我々、操業モデルと呼んでおりますが、年間の操業計画、これの実践の成果が出ていると考えております。引き続き、新漁法の導入のための漁具の貸出しや技術的な助言など、この傾向を確かなものとすべく取り組んでまいります。

次に、下に行きまして、3の企業的漁業の維持・発展でございます。大きなウエートを

占めているまき網の漁獲が近年安定していることもありまして、昨年の企業的漁業の漁獲量は横ばいとなっております。底引き網、それから定置網など、ほかの企業的漁業も含めまして、効果が出つつある資源管理を継続した上で、漁船のリース事業の活用による新船建造などの設備投資と、乗組員の確保に注力することが重要と考えております。

最後に、4、内水面漁業の再生・維持でございます。内水面の代表魚種でありますアユを、以前の豊かな資源に戻していこうという取組でございます。グラフは、モデル河川として県が追跡調査をしております高津川での仔魚の数の状況です。卵からふ化したばかりのものが仔魚でございますが、一般的にこの仔魚の数量が資源の状況を示す指標でありまして、暫定値ではありますが、令和7年は目標を上回る39億尾余りとなっているところでございます。高津川の漁獲量がここ20年間で最も多かったときの水準を令和11年の目標にしておりますので、この目標に早期かつ着実に到達できるよう、現在の資源管理や県内産アユ種苗の放流の取組を強化していくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

原農山漁村振興課長。

○原農山漁村振興課長

そういたしますと、私のほうからは水田政策見直しの状況の御説明をさせていただきたいと思います。資料のほう、17ページ、18ページになります。

国におきましては、昨年4月に、食料・農業・農村基本計画、これは閣議決定をされたところでございますけれども、その計画の中で水田政策につきましては、令和9年度から抜本的に見直しを行っていくということが示されているところでございます。その関連で、先般、6月11日に、国から見直しの方向性と考え方が示されたところでございますので、本日はその内容、状況について概要を御説明させていただきます。

なお、具体的な制度の詳細設計ですとか、あるいは具体的な助成金額、助成単価につきましては、現時点で、まだ示されておきませんので、今後、国のほうで予算編成等の過程で検討を進められるということでございますので、その点、まずは御承知おきをいただければというふうに思います。

そういたしますと、資料の2番のところに書いております各制度の見直しの方向性を御覧いただければと思います。ここで大きく3つの見直し内容を掲げておりますが、まず、その1番目でございます水田活用の直接支払交付金の見直しでございます。この見直しにおきましては、表に書いておりますけれども、4つの見直し内容、見直し項目がございます。1つ目、対象農地の拡大としておりますが、現行制度におきましては対象農地としては水田だったところを、見直し後においては畑も支援対象に追加することが現在示されているところでございます。

2つ目の生産性向上の要件化でございますが、現行制度、対象品目を生産すれば要件を満たすという形でございましたが、見直し後におきましては、ここに例として掲げておりますが、効率的施肥の実施ですとか多収品目の導入といった生産性向上に資する取組を行うことを要件化して、それを行った取組に対して支援を行っていくことが見直し内容として検討されてるところでございます。

3つ目の助成単価につきましても、これも支援対象品目ごとに10アール当たり幾らと

いう形で、現行においては、具体的な収量に関係なく、面積で固定された形での助成単価となっていたところですが、見直し後におきましては、10アール当たりの収量、これに応じて助成単価が変動する仕組みに変更となるということでございます。基準単収というのを定めた上で、10アール当たりの収量が基準単収より多いか少ないかによって助成単価がそれぞれ変わってくるという仕組みへの見直しが予定されているところでございます。

なお、助成単価を決める基となります、先ほど申し上げました基準単収につきましては、地域差には配慮をしていくということは、一応方向性として検討をしている、示されているというところでございます。

最後に、ここの項目の最後、産地交付金の生産性、収益性の目標の要件化というのが見直し項目としてございます。産地交付金というのは、県や地域農業再生協議会が独自に品目を指定して、そこに支援をする制度になっておりますけど、この制度におきまして、現行、これも目標設定等をせずに、その指定した品目を作付して、その面積を増やしていくということに重点を置いた支援となっているところですが、今回の見直しにおいては、生産性や収益性を上げる目標をまずは設定した上で、その目標の達成度合いなどを加味して交付金配分を行っていくという仕組みに見直されるという方向で、今検討されているところでございます。

以上がこの水田活用の直接支払交付金の見直し概要でございますが、県としましては、支援対象農地の拡大のところ、当然、水田から畑に対象が広がりますので、支援単価自体が下がってくるのではないかなという懸念ですとか、先ほどの助成単価の見直しにおきましても、その基準単収が地域差に配慮するとされておりますけど、その点がどのように、本県の実態に見合った形での設定となるのかどうかということが注目されるところでございますので、引き続き国の動きを注視していきたいと考えております。

次に、(2)番目、中山間地域直接支払交付金、それから多面的機能支払交付金に関する見直しでございます。こちらにつきまして、まず、表の1つ目、対象農地の拡大でございますが、これは直接支払交付金のほうの関係でございます。現行、急傾斜ですとか緩傾斜といった一定の傾斜のある農地に対して、その傾斜具合に応じて、その条件不利を補正するということを目的に交付金が配分されているところでございますけれども、今回の見直しでは、そういった傾斜のみならず、それ以外の条件不利性を有する農地、例えば、農地自体の傾斜はないけれども、のり面が急勾配で草刈りが負担となっている農地ですとか、あるいは農地の入り口が狭くて、効率性のよい大型の農機の使用が難しいというような農地、これは国のほうが例示でそういう農地を挙げてるんですけれども、そういった農地についても交付金の対象にしていきたいというような対象農地の拡大を見据えた見直しが現在検討されてるところでございます。

2つ目の地方負担の軽減でございますけれども、こちらについては財政面と、あと、地域の事務処理とかの問題の見直しというところでございます。現行、この両交付金につきましては、地方交付税による地財措置が行われておりますけれども、財源面としてさらなる地方負担の軽減策を検討されているということが一つ、それから、交付金の事務処理、これが地元の集落ですとか、あるいはそういったところを活用している組織が、申請とか実績報告の書類を作るというような事務処理が発生するわけですが、それが非常に

煩雑で面倒であるというような意見が全国的に出ているということを踏まえまして、そういった事務の負担軽減策を検討するというようなことが今回の見直しの論点となっているというところでございます。

なお、交付単価そのものの見直しにつきましては、現時点、先ほど申しましたように、示されてはおりませんが、今後、予算編成過程で議論されると思います。いずれにしましても、県としては地域の実情を踏まえた見直しが行われることを期待しているところでございます。

最後に、3番の環境直接支払交付金に関する見直しでございます。まず、支援対象、支援の考え方についての見直しでございますが、現行制度におきましては、地域の環境保全活動を支援するものでございますが、今後はみどりの食料システム戦略に基づいて認定された農業者を支援する方向で見直しが検討されております。また、現行では取組活動の掛かり増し経費を支援するというようになっておりますが、今後はそれに加えまして、新たな取組の導入により発生する減収等のリスクにも対応した支援を行っていかうというような見直しの方向でございまして、こちらはまだ交付単価が示されてはおりませんが、その辺の変更も検討されておりますので、動向を注視していく必要があると考えております。

次に、支援対象期間につきましても、現行、支援対象期間、期限は定めはございませんが、今後は同一圃場での同一取組に対しては支援対象期間は5年までとしまして、その後は新たな圃場への取組拡大を促していく方向で検討をされているところでございます。県としましては、期間を定めず継続的な支援を行っていくこと、これが環境負荷低減等の取組の継続には必要ではないかと考えているところでございますので、この辺は国の動きを注視していきたいと考えております。

以上が今般の水田政策の見直しで示されました全体の概要でございます。今後、7月頭にかけて、国の説明会も予定されているところでございまして、国のほうではその説明会の意見等も踏まえ、制度見直しのブラッシュアップを行っていかれることと思っております。県としても、本県の実態に即した見直しとなるように、先般の重点要望等でも国に要望を行ってきたところでございますが、引き続き、国の動向を注視して、情報収集に努めてまいります。必要に応じてさらなる要望等も行なうなど、適宜、適切に対応してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

加地参事。

○加地農林水産部参事（畜産）

本会議でも御質問いただきました、島根県食肉公社の食肉処理加工施設の再整備について御報告いたします。

まず、食肉公社の概要でございますが、昭和55年5月に設立され、島根県も約35%出資する株式会社で、現在125名の従業員で運営しております。現在の施設は、県内に8か所ありました屠畜場を大田市朝山町に集約して建設したもので、県内で生産されます牛、豚の合わせた頭数の約8割を屠畜加工しております。施設が老朽化していること、耐震基準を満たしていないこと、EU等への輸出ニーズに対応できていないこと等が課題となっております。

食肉公社では、県のほうも参画しまして、一昨年から再整備に向けた検討を重ね、今年2月に、現施設を稼働しながら再整備すること、県内産和牛をアメリカ、EU向けに輸出できる施設にすること、県内での豚の処理能力を上げること、国の補助事業を最大限活用すること、これを基本方針として取りまとめられました。

現時点での整備のイメージですが、航空写真の真ん中、白い大屋根の建物が現在の施設で、これを東側の黄色で囲む敷地内に新築することとしておりまして、もう一つ、右上に病畜棟と書いてある施設を右下の現在の駐車場の場所に新築する、こういった工事をする予定にしております。

次ページを御覧ください。事業費のほうは、他県の同等規模施設の建設費を参考に、物価上昇等を考慮して、現在100億円以上に上るというふうに概算していきまして、国の輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業の活用を予定しております。

整備のスケジュールですが、今年度9月までに基本計画を策定し、基本設計に着手し、来年度から病畜棟から建設工事を開始し、令和13年度までに整備を終え、令和14年度から新施設を稼働させる予定です。県としましても、事業計画の作成や農水省との調整等を積極的にサポートしてまいります。以上です。

○岩田委員長

秋山水産課長。

○秋山水産課長

私からは浜田漁港水揚げ拡大対策について御説明いたします。21ページを御覧ください。

浜田漁港につきましては県内の最大の水揚げ量を誇りまして、地元の関連産業を含めまして、県全体の水産業を支える重要な拠点となっておりますが、近年は水揚げ量が大きく減少しているところでございます。県内の漁業者や水産関連企業等を含めまして、県全体の水産業を活性化するためには、浜田漁港での水揚げ量を増加することが重要であるというふうに考えております。そのため、既存の企業立地認定制度を活用しまして、浜田漁港への企業の進出を後押しする支援制度を整備することで、浜田漁港での水揚げの拡大を図っていききたいと考えておりまして、その支援の概要につきまして報告するものでございます。

2の支援概要の(1)に記載してありますとおり、進出を後押ししたい企業としましては、浜田漁港で水揚げした水産物を利用して、浜田漁港内で冷凍水産物製造業を営む者になりたいというふうに考えております。この冷凍水産物製造業を営む者というところにつきましては、冷凍冷蔵施設を保有しまして、水揚げされた水産物を凍結しつつ、当該水産物を卸すなどの企業等でございます。浜田漁港内の水揚げ量拡大を図る上での課題としましては、水揚げされた水産物を処理、保管する陸上施設である冷凍冷蔵庫などが十分でないこと、水揚げされた水産物の販売網を有する流通業者の増加などがございますが、冷凍水産物製造業を営む者の進出を後押しすることで、これらの課題の解決が期待できるというふうに考えておりまして、支援の対象とするところでございます。

(2)の支援内容でございますが、既存の企業立地認定制度と同様に、条例に基づきまして企業の立地計画を認定するということは変わりございませんが、その認定事務及びその後の助成金の交付等の事務につきましては、今回の支援対象とする冷凍水産物製造業に

については、農林水産部で対応する体制としたいというふうに考えているところでございます。当該業種も製造業ではございますが、高度に加工していないということや単純加工の、水産物流通の側面が大きい等がございまして、農林水産部で対応するものでございます。そのような対応を行うに当たり、冷凍水産物製造業に係る助成金の交付を行う際の交付要綱を新たに制定し、当該業態への支援体制を今回整備するものでございます。

支援の中身につきましてですが、立地計画の認定要件や助成規模などにつきましては、既存の企業立地助成金制度と同程度としたいというふうに考えております。詳しい要件、助成率につきましては記載のとおりとなっているところでございます。

今般、県外企業でございます株式会社三陽が浜田漁港に冷凍冷蔵庫及び加工場等を整備する計画がございまして、御説明した支援体制を整備することによりまして、早くて来月から整備を行う予定の冷凍冷蔵庫等及びこれらを活用した水産物の卸業務を行う当該企業を含めまして支援することが可能となりまして、浜田漁港での水揚げの拡大を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○岩田委員長

以上、御説明ありがとうございました。

すみません、質疑応答に移る前に、委員会、ここで一旦休憩を取らせてください。再開を午後２時４０分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○岩田委員長

委員会、再開します。

それでは、先ほど執行部から説明を受けましたが、質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

それでは、この際、農林水産部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で農林水産部の所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○岩田委員長

続いて、委員間協議に移ります。

はじめに、委員長報告について御相談いたします。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いします。

（「委員長にお任せ」と言う者あり）

承知しました。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議のないようですので、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出る
こととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議のないようですので、そのように決定いたします。

本日、予定は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、これをもちまして農林水産商工委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。